



Aomori Transformation

青森県基本計画

「青森新時代」  
への架け橋

令和7年度

# 上北の教育

青森県教育庁 上北教育事務所

# 人こそ宝 未来を拓く教育を

上北教育事務所

所長 佐藤 真理

雄大な山並みが連なる八甲田、碧い水面が広がる十和田湖、四季折々の表情を見せる奥入瀬川、「宝の湖」として人々の生活を支える小川原湖、そして荒波が打ちつける太平洋と穏やかな陸奥湾が織りなす豊かな自然は、私たちの暮らしを支え、心を豊かにします。この恵まれた環境の中で、上北の小中学校は、教育を通して地域社会を担う人財を育成し、地域の発展に貢献してきました。

2025（令和7）年度は、約1万2千人の児童生徒が小学校37校、中学校26校、義務教育学校1校と県立中学校1校の合計65校で学び合います。昨今の教育現場は、少子化による児童生徒数の減少、教職員の不足、そして社会の変化に伴う教育ニーズの多様化など、様々な課題を抱えています。少子化に焦点を当てると、1989（平成元）年には、上北地方には約3万人の児童生徒が在籍し、小中学校合わせて132校を数えていました。これは数字だけみると令和7年度の倍といえます。しかし、翌1990（平成2）年には児童生徒数が3万人を割り、2007（平成19）年には2万人を下回りました。また、社会教育の現場においても、少子高齢化による地域コミュニティの変化が課題になっています。伝統文化の継承や従来型のコミュニティの維持が難しくなり、新たな形の地域活動が求められています。

このような中、青森県行政運営の基本方針「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」では、今のこどもたちが大人になる「2040年のめざす姿」として、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を掲げています。これを受けて、青森県教育委員会では令和6年6月に具体的な施策や進捗状況を把握するための「アクションプラン」を作成し、教育の更なる振興に向けて動き出しました。

「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」も、このアクションプランにおける重要な取り組みの一つです。例えば、地域学校協働活動では、地域住民、企業、NPOなどが学校と連携し、地域住民による読み聞かせ、企業による出前授業、NPOによるキャリア教育支援など、現在でも様々な活動や事業が行われており、こどもたちの学びを支える活動が今後さらに期待されています。これらの活動は、こどもたちにとって豊かな学びの場になるとともに、地域の絆を深める重要な役割を果たします。

上北管内では、学校教育、社会教育ともに、将来の担い手となる人財の育成が課題となっています。学校、家庭、地域が連携・協働し、こどもたちの成長を共に支え、未来を担う人財を育成することで、温かい地域社会を築いていくことがこれからの社会に求められています。そこで、本誌『上北の教育』を学校、社会教育に関わる皆様はもちろん、広く家庭、地域、関係機関の方々にもぜひご一読いただきたいと考えています。そのため、「分かりやすい」「伝わりやすい」表現を心掛け、実践的な情報を提供することを目指しました。作成に当たっては、管内における学校訪問や社会教育関係訪問、各アンケート調査などを基に管内の状況を分析した上で、「実践の強調点」の焦点化を図りました。特に、管内指導主事全員協議会では、活発な議論を通じてより良い教育の実現に向けた具体的な方策を検討しました。本誌が皆様の教育活動の一助となれば幸いです。

上北教育事務所では、今後もこどもたちの未来を拓く教育の実現に向けて、また、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進に向けて、たゆまぬ努力を続けてまいります。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

コミュニティ・スクール：学校運営に地域住民や保護者などが参画し、学校と地域が一体となって学校を運営していく学校運営協議会が設置されている学校。略称はCS。

地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

# 目 次

## 青森県教育委員会

青森県教育施策の方針	3
令和7年度 学校教育指導の方針と重点	4
令和7年度 社会教育行政の方針と重点	6
令和7年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	7
令和7年度 文化財保護行政の方針と重点	8

## 教育課（学校教育）

青森県教育振興基本計画2024～2028年度（学校関係分）と「上北の教育」方針、 重点の関係	10
学校教育指導の方針と重点	11
活用してほしい資料一覧	20
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	28
特別支援教育巡回相談員の訪問	29
特別支援教育専門家チームの設置	31
事故、感染症等の報告	32
児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合	32
感染症、食中毒等の場合	33
鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合	34

## 教育課（社会教育）

社会教育行政の方針と重点	37
学校の教育活動などで活用できる社会教育施設及び関連施設	42

## 総務課

令和7年度 学級編制について	49
令和7年度 小・中学校教職員配置基準	50
学務関係提出書類一覧（参考）	53

## 資料

令和7年度 上北教育事務所及び三八教育事務所（庶務担当）機構図	57
令和7年度 上北教育事務所及び三八教育事務所（上北担当）事務分掌	58
令和7年度 教育課等事業等一覧	60
県教育委員会研究指定校・研究協力校	62
令和7年度 学習指導研究会	62
教育研究会県大会等予定	62
管内小学校一覧	63
管内中学校一覧	66
管内義務教育学校一覧	67
管内県立中学校一覧	67
管内市町村教育委員会一覧	68
管内学校教育主管課・室指導組織一覧	69
令和7年度 上北管内小・中・義務教育学校の所在地	72

# 青森県教育委員会

青森県教育施策の方針	3
令和7年度 学校教育指導の方針と重点	4
令和7年度 社会教育行政の方針と重点	6
令和7年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	7
令和7年度 文化財保護行政の方針と重点	8

※「子ども」「障害者」の表記は、青森県教育振興基本計画（2024～2028年度）に基づき、「こども」「障がい者」としている。

## 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く<sup>ひら</sup>人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育

学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育

次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

# 令和7年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

## 1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

## 2 重点

### (1) 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

### (2) 道徳教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

### (3) 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的、実践的に取り組む学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

### (4) 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

### (5) 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支える

とともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
- イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ウ 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

#### (6) キャリア教育の充実

一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達に段階に応じた勤労観・職業観の育成

#### (7) 特別支援教育の充実

発達障がいを含む障がいのあるこどもなど特別な配慮を必要とするこどもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

#### (8) 環境教育の推進

一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境に関わる体験活動の充実

#### (9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

#### (10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

#### (11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

# 令和7年度 社会教育行政の方針と重点

## 1 方 針

県民一人ひとりが、ウェルビーイング<sup>※1</sup>の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながらをつくり出す社会教育の推進に努める。

## 2 重 点

### (1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財<sup>※2</sup>の育成

- ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- イ キャリア教育支援の仕組みづくりの推進
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援体制の充実
- オ こどもの体験活動の推進

### (2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

### (3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ア 県民の学び直しやリカレント教育の推進
- イ 県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進
- ウ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

### (4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※2 人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

# 令和7年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

## 1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

## 2 重 点

### (1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実

イ 体力の向上を図る指導の充実

ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実

エ 運動部活動の充実

### (2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

ア 学校保健の充実

イ 学校における食育の充実

ウ 学校安全の充実

エ 健康教育担当教員等の研修の充実

### (3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

ア 県民のスポーツ参画人口の拡大

イ スポーツを通じた活力ある社会の実現

ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

### (4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

# 令和7年度 文化財保護行政の方針と重点

## 1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

## 2 重点

### (1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

- ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- イ 文化財の調査や記録作成の実施
- ウ 国や県の文化財指定等の推進
- エ 文化財の保存・修理等の支援

### (2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ア デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信
- イ 史跡等の公有化や整備の支援
- ウ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度向上及び受入態勢の充実

### (3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

### (4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

- ア 県立郷土館の資料の収集・保管、展示、調査研究、教育普及活動の充実と情報発信
- イ 三内丸山遺跡センターの遺跡に関する調査研究、遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する資料の展示、教育普及活動の充実と情報発信
- ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査、研究活動、出土品等の保存・活用の充実と情報発信

# 教 育 課 ( 学 校 教 育 )

青森県教育振興基本計画2024～2028年度（学校教育関係分）と「上北の教育」方針、 重点の関係 …	10
学校教育指導の方針と重点 ……………	11
活用してほしい資料一覧 ……………	20
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 ……………	28
特別支援教育巡回相談員の訪問 ……………	29
特別支援教育専門家チームの設置 ……………	31
事故、感染症等の報告 ……………	32
児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合 ……………	32
感染症、食中毒等の場合 ……………	33
鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合 ……………	34

※「子ども」「障害者」の表記は、青森県教育振興基本計画（2024～2028年度）に基づき、「こども」「障がい者」としている。

■青森県教育施策の方針		■R7「上北の教育」											
青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。 このため、 夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育 学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用 活力、健康、感動を生み出すスポーツ を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。		方針：郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。											
		重点の主な関連											
施策1 「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」の育成		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
		授業	道徳	特別活動	体育	生徒健康	キャリア	特別支援	環境教育	国際化	情報	研修	
		主なキーワード、キーセンテンス											
①	児童生徒の確かな学力を育むため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に取り組みます。	○											確かな学力(方針)、「主体的・対話的で深い学び」(授業)
②	情報活用能力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成に取り組みます。	○								○			情報活用能力(情報)
③	いじめなどの問題行動への対応や読書活動の充実など、豊かな心の育成に取り組みます。	○				○							いじめ、問題行動(生指)、読書活動(授業)
④	関係機関や団体等と連携した、児童生徒の自殺予防対策を推進します。		○		○	○							安心して学校生活を送ることができる風土(生指)、心の健康教育(体健)
⑤	食育の推進や運動習慣の定着など、こどもの健康づくりに関する取組を推進します。					○							食に関する指導(体健)、運動の習慣化(体健)
⑥	地域、職域、学校、関係団体、マスメディア等と連携し、生涯を通じた健康的な生活習慣づくりや疾病に関する正しい知識の普及と実践に取り組みます。					○							健康な生活(体健)
⑦	健全な食生活を生涯にわたって実現する力を養う食育により、本県の強みである「食」の力を生かした身体とこころの健康づくりを推進します。					○							食に関する指導(体健)
⑧	小児期から健康づくりへの関心を高め、ライフステージに応じた生活習慣の改善促進や運動習慣の定着に取り組みます。					○							運動の習慣化(体健)
⑨	自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等、こどもの体験活動を推進します。	○		○			○		○				家庭や地域社会と連携・協力した体験活動(特活)、明確なねらいと見通しがもてる体験活動(キャ)、環境に関わる体験活動(環境)
⑩	幼児教育の質の向上に取り組みとともに、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を推進します。							○					校種間(幼稚園、保育所、認定こども園を含む)における引継や情報共有(特支)
施策2 グローバル社会への対応と主体的に社会に参画する学びの推進													
①	デジタル技術も活用しながら外国語教育を充実させるとともに、異文化理解の促進や、国際的素養を身に付けたグローバル人材の育成に取り組みます。									○			異なった文化や習慣をもつ人々との交流(国際)
②	主体的に課題を発見し、多様な人との協働により課題解決する探究学習の実施や、STEAM教育等の教科等横断的な学習の充実に取り組みます。	○							○				社会の変化に主体的に関わり合ったり、多様な他者と協働(方針)、教科等の関連を踏まえた(環境)
③	地域活動への参加促進、世代間交流の機会充実などにより、若者の定住意識の醸成に取り組みます。												
④	主権者教育、防災教育、消費者教育、ESD等、主体的に社会の形成に参画する教育を推進します。	○		○					○				災害安全(防災と同義)(体健)、環境教育に係る指導(環境)
施策3 「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進													
①	小・中・高等学校から大学等、そして就職までのつながりや将来の生き方を意識したキャリア教育の充実に取り組みます。			○				○					現在及び将来を考える生き方指導(キャ)、学級活動をキャリア教育の要(キャ)
②	学校、家庭、大学、地元企業等が、それぞれの役割の下で連携したキャリア教育支援の仕組みづくりを推進します。							○					家庭や地域社会及び関係機関と目標やビジョンを共有(キャ)
③	若者の就業意識や起業意識の醸成、職場定着を意識した県内企業への就職支援に取り組みます。							○					勤労観・職業観の育成(キャ)
④	産業界との連携による地域の産業・生活を支える担い手(職業人)の育成に取り組みます。							○					家庭や地域社会及び関係機関と連携・協力して体験活動(キャ)
⑤	医療従事者を目指す中学生・高校生の増加に向けた取組を支援します。							○					将来の夢や目標の実現(キャ)
施策4 多様な教育的ニーズへの対応													
①	障がいの種類や個々の障がいの状態に応じて、適切なコミュニケーション手段やデジタル技術を活用した児童生徒の学習機会及び交流機会の確保に取り組みます。								○			○	発達障害等の多様な背景を持つ児童生徒への支援(方針)、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援(特支)
②	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援の充実など、インクルーシブ教育を推進します。								○				一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援(特支)
③	特別な支援を要する児童生徒への職業教育や進路指導等、指導・支援の充実と、教職員の専門性向上に取り組みます。							○	○			○	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援(特支)
④	不登校児童生徒に対する学習機会の提供など、一人ひとりのニーズに適した学習支援に取り組みます。	○						○					不登校児童生徒への支援(方針)、不登校・問題行動等について校内でチームを編成(生指)
⑤	外国につながるのあるこどもに対して、日本語を学習する機会の提供に取り組みます。									○			外国人児童生徒等に対して、計画的・継続的な日本語指導や生活適応指導(国際)
施策5 こどもの学びを支える教育環境の整備ときめ細かな指導の充実に向けた人財の確保・育成													
①	児童生徒が質の高い教育が受けられるよう、教職員の専門性向上やキャリア形成支援に取り組みます。											○	教職員の資質向上(方針)、教職員の資質の向上を図る研修(研修)
②	教職員がこどもと向き合う時間を確保できるよう、少人数学級編制の実施や学校における働き方改革の推進、教育を担う多様な人財の確保・活用などに取り組みます。											○	教員の働き方改革(方針)
③	児童生徒が安心して学べる安全な学校施設を整備するとともに、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。	○				○	○						「魅力ある学校づくり」(方針)、学習環境づくり(授業)、安心して学校生活を送ることができる風土(生指)、安全管理及び安全教育(体健)
④	教職員のICT活用指導力の向上や校務のデジタル化の推進など、学校における情報化(教育DX)を推進します。											○	
⑤	教育の実質的な機会の均等が図られるよう、教育費負担の軽減のための就学支援等に取り組みます。												

# 学校教育指導の方針と重点

この学校教育指導の方針と重点は、学習指導要領、青森県で定めた「青森県教育施策の大綱2024～2028年度」「青森県教育振興基本計画2024～2028年度」、「令和7年度学校教育指導の方針と重点」を基に、『上北の教育』の重点に係る調査』及び管内小・中学校の現状を踏まえ、管内指導主事全員協議会で協議し、設定したものです。

## 方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

上北の学校教育では、学校で学んだことが、こどもたちの「生きる力」となって将来につながり、社会の中で自立した人間として成長できるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた児童生徒の育成を重要な教育課題としています。そして、これまでも、こどもたちが自ら課題を見つけ自ら学び自ら考える力や、他者とともに協調し、他者を思いやる心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育む教育の推進に取り組んできています。

今後の学校教育では、複雑で予測困難な時代の中でも、こどもたちが、答えのない課題に対して受け身になることなく、社会の変化に主体的に関わり合ったり、多様な他者と協働し合ったりしながら、未来の創り手となることができるよう、必要な力を育てていくことが重要です。こうした力は、「生きる力」そのものであり、今後も、「生きる力」の育成を図るとともに、向上心や学ぶ意欲の源となる夢や志の実現に向けた教育を展開することが必要です。

各学校においては、学校教育全体及び各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力の三つの柱を踏まえつつ、具体的で評価可能な教育目標を設定する必要があります。その上で、教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要です。また、資質・能力を育むための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色のある教育活動を展開するとともに、教育活動の質を向上させ学習の効果の最大化を図る、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められます。

なお、上北管内における喫緊の課題として、不登校児童生徒や発達障がい等の多様な背景をもつ児童生徒への支援が挙げられます。「魅力ある学校づくり」を進めるなど発達支持的生徒指導を通して、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長・発達する過程を支える教育活動を展開するとともに、家庭、地域社会及び関係機関と連携・協力していくことが重要です。

学校教育の成否は、直接の担い手である教員の資質能力によるところが大きいといえます。各学校においては、教員の働き方改革を進めていくとともに、校外での研修や校内での日常的な研修等を通じて、教員の資質の向上を図り、より望ましい教育の創造を目指していくことが大切です。

## 重点 1

# 授業の充実

### 実践の強調点

#### 1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

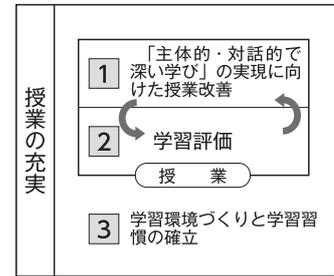
- (1) 目標や内容に応じて、教師が教える場面と児童生徒が考える場面の効果的な組み立てを考へて授業の計画を立てる。
- (2) 問題解決的な学習を重視し、見方・考え方を働かせながら学ぶ指導の工夫をする。
  - ・学習意欲の向上につながる導入
  - ・必然性・必要感のあるめあて（学習課題）
  - ・解決方法や学習の方向性をもたせる見通し
  - ・一人一人が自分の考えをもつ場面設定
  - ・自分の考えを表現する場面設定
  - ・自分の考えを広げ深める対話の場面設定
  - ・学習内容の定着を図るまとめ
  - ・目的に応じた振り返り\*1

#### 2 指導と評価の一体化を目指した学習評価

- (1) ねらいに応じて、指導に生かす評価と記録に残す評価を授業の計画に位置付ける。
- (2) 児童生徒の学習の状況や学習指導要領の趣旨を踏まえ、年間指導計画及び評価規準を組織的・計画的に見直す。

#### 3 学習環境づくりと学習習慣の確立

- (1) 学校図書館やICTを日常的・効果的に活用する。
- (2) 各教科等の学習と家庭での学習を連動させて、学習習慣の確立に向けた学び方を身に付けさせる。



構造図

\*1 成長や変容に気付かせる、次時につなげる、関連付ける、学習・指導改善に生かす等の振り返りが考えられる。

## 重点 2

# 道徳教育の充実

### 実践の強調点

#### 1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

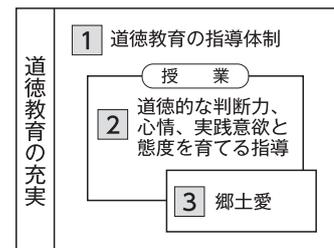
- (1) 校長の経営方針の下、道徳教育推進教師を中心に指導体制を整備する。
- (2) 各教科等の指導内容や育成する資質・能力との関連に着目して、道徳教育の全体計画及び別葉の活用と見直しを行う。

#### 2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の充実

- (1) 道徳科の特質を踏まえた多様な指導方法を工夫する。
  - ・読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習の工夫
  - ・道徳科における問題解決的な学習の工夫
  - ・道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫
  - ・特別活動等の体験活動の活用の工夫
- (2) 授業実践を振り返り、指導の効果などについて適切に評価することで、授業改善につなげる。

#### 3 郷土を愛する心を育む指導の充実

- (1) 家庭や地域社会との共通理解に基づき、連携・協力体制\*1の整備・充実を図る。
- (2) 郷土の先人、地域に根づく伝統と文化、行事、歴史等を扱った教材や補助的な教材\*2を活用する。



構造図

\*1 連携・協力体制については、道徳教育の方針や計画の公表、道徳科授業の公開、道徳教育に関する意見交換場の設定等が考えられる。

\*2 教材や補助的な教材については、教科書、県や市町村教育委員会で作成した教材等が考えられる。

## 重点 3

# 特別活動の充実

### 実践の強調点

#### 1 特別活動の全体計画及び各活動・学校行事の年間指導計画の整備・充実

- (1) 三つの視点（人間関係形成、社会参画、自己実現）を踏まえ、育成したい資質・能力を明確に位置付けた計画を作成する。
- (2) 内容相互の関連及び各教科等との関連について全教職員で共通理解する場を設ける。

#### 2 「次の課題解決」や「よりよい自分」につなげる学級活動の工夫

- (1) 全教職員で、次の学習過程を共通理解する。
  - ①問題の発見・確認
  - ②解決方法の話合い
  - ③解決方法の決定
  - ④決めたことの実践
  - ⑤振り返り\*1
- (2) 各活動の振り返りにおいて、児童生徒が「次の課題解決」や「よりよい自分」につなげる視点で振り返ることができるようにする。

#### 3 自主的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

- (1) 指導や評価の方法について、全教職員が共通理解する場を設ける。
- (2) 児童生徒の発想や創意工夫を大切にしつつ、実態や状況に応じた指導を行う。

#### 4 効率的で効果的な学校行事の工夫

- (1) 各行事のねらいや目的に応じて、関連させたり統合したりする。
- (2) 学校行事において、各教科等との関連をもたせた指導を行う。



構造図

\*1 ①から④までの一連の活動に対する振り返り

## 重点 4

# 体育・健康教育の充実

### 実践の強調点

#### 1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) 授業において、児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わいながら、自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断できるよう、学習過程を工夫する。
- (2) 教育活動全体において、児童生徒が仲間とともに多様な運動に親しむことができる場や時間を設定する。
- (3) 日常生活において、運動の習慣化につながるよう、家庭、地域社会及び関係機関と連携\*1する。

#### 2 心身の健康に関する指導の充実

- (1) 児童生徒が健康課題を自分事として受け止め、適切な意思決定や行動選択ができるよう、指導の内容・方法等を工夫した実践に取り組む。
- (2) 学校保健計画の内容や学校での取組状況の周知を行い、家庭、地域社会及び関係機関と連携して、健康課題の解決を進める。

#### 3 食に関する指導の充実

- (1) 食に関する指導の全体計画①②\*2に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、効果的・継続的な指導を行う。
- ◎(2) 児童生徒の食物アレルギーの把握、食に関する危機管理のための体制整備等、衛生・安全面に万全を期す。

#### ◎4 安全管理及び安全教育の充実

- (1) 学校安全計画\*3及び危機管理マニュアルを教職員間で共通理解するとともに、各学校の実情に応じて評価・見直しを行う。
- (2) 自他の生命尊重の意識を基盤とし、発達の段階に応じて、安全に行動するための指導を行う。
- (3) 家庭、地域社会及び関係機関と連携・協働して、児童生徒の安全確保に取り組む。

体育・ 健康教育の 充実	1	運動
	2	健康
	3	食
	4	安全

### 構造図

\*1 家庭への啓発活動や地域スポーツ活動の情報提供等の取組が考えられる。

\*2 全体計画①  
学校教育目標や各学校で定める食に関する指導の目標及び内容、指導体制、評価などの基本的な事柄を概括的・構造的に示したもの。一般的な全体計画。  
全体計画②  
年間を通しての指導の計画を簡潔に示したもの。年間指導計画。

\*3 学校安全については、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の従来の3領域に加え、SNSに起因する犯罪や性犯罪など「現代的な課題」も含む。

「◎」…児童生徒の命に関わる項目

## 重点 5

# 生徒指導の充実

### 実践の強調点

#### 1 児童生徒のよさを伸ばし社会的資質・能力の発達を支える協働的な指導体制の充実

- (1) 生徒指導の方針・基準を明確化・具体化し、実践に対して適切な評価と見直しを行う。
- (2) 発達支持的生徒指導を意識した生徒指導を実践するための校内研修を行い、教師の指導力、学校の組織的対応力を高める。
- (3) 学校間、家庭、地域社会及び関係機関と情報を共有し、児童生徒の特性や実態に応じた支援を行う。

#### 2 生徒指導の実践上の視点を意識した学習指導や学年・学級経営の充実

- (1) 児童生徒に対して日頃の挨拶、声かけ、励まし等を通して、自己存在感を感じさせられる実践を行う。
- (2) 自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え行動できる共感的な人間関係を育成する。
- (3) 児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させることを尊重しながら、授業等において自己決定する場を設定する。
- (4) 安心して学校生活を送ることができる風土を児童生徒自らが作り上げられるよう、全教職員が一致協力して組織的に支援する。

#### 3 チーム支援による教育相談の充実

- (1) 日常的な関わりを大切にするとともに、教職員間で情報を共有するなどしながらアセスメント（児童生徒理解）に基づいた教育相談を行う。
- (2) 不登校・問題行動等のさまざまな状況についてチーム\*1を編成し、連携・協働して組織的に対応する。

#### ◎4 いじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けて、児童生徒が主体となるいじめ防止活動の場を設定し、その実践に対して継続して支援する。
- (2) 日頃の観察、教育相談、アンケート等から児童生徒の変化に対する感度を高め、積極的な認知を進め、早期に発見し対応する。
- (3) 学校と家庭、地域社会及び関係機関が連携し、より実効的な組織体制を構築する。

生徒指導の充実	1 指導体制
	2 授業 学年 学級経営
	3 教育相談
	4 いじめ

### 構造図

#### \*1 チーム

- ・機動的連携型支援チーム  
学級担任と生徒指導主事で組織されるチーム
- ・校内連携型支援チーム  
学級担任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW等校内の教職員が連携・協働するチーム
- ・ネットワーク型支援チーム  
校外の関係機関と連携・協働するチーム  
（「生徒指導提要 令和4年12月」から）

〔◎〕…児童生徒の命に関わる項目

## 重点 6

# キャリア教育の充実

### 実践の強調点

#### 1 教育活動全体で進める指導体制の整備・充実

- (1) 学級活動をキャリア教育の要として位置付けた全体計画及び年間指導計画の作成や見直しを行う。
- (2) キャリア教育で育む資質・能力や具体的な指導場面等について、キャリア教育担当教師を中心に、教職員相互の話合いや情報交換を積極的に行う。

#### 2 現在及び将来を考える生き方指導の充実

- (1) 将来の夢や目標の実現に向け、学習や活動の内容を記録し振り返る場を、学級活動等の中に位置付けて指導する。
- (2) キャリア・パスポートを活用した指導に取り組み、教師による対話的な関わりを大切にする。
- (3) キャリア・カウンセリング\*1の視点をもって、教育相談や二者・三者面談等を実施する。

#### 3 発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- (1) 事前・事後指導を工夫し、明確なねらいと見通しがもてる体験活動\*2を実施する。
- (2) 家庭や地域社会及び関係機関と目標やビジョンを共有することに努め、連携・協働して体験活動\*2を実施する。



### 構造図

\*1 キャリア・カウンセリング  
児童生徒が自らの意思と責任で進路を選択することができるようにするための、個別又はグループ別に行う指導援助。日常の生活で「気付き」を促し、主体的に考えさせ、行動や意識の変容につなげることを意図して働きかける、日常的な「対話」「言葉がけ」を含めた広義なもの。

\*2 体験活動  
職場体験に限定するものではなく、職業的発達に関わる4つの能力（人間関係形成能力・情報活用能力・将来設計能力・意思決定能力）育成をねらいとする校内外における体験的な教育活動全般

## 重点 7

# 特別支援教育の充実

### 実践の強調点

#### 1 校内支援体制の充実

- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会等の協議内容を全教職員で共有する。
- (2) 特別支援教育に関する研修を推進する。
- (3) 障がいの種類や程度等に応じた適切な教育課程を編成する。

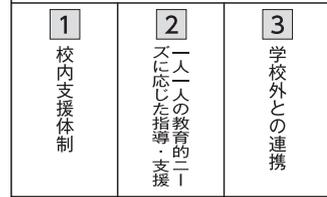
#### 2 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

- (1) 特別支援学級在籍や通級による指導を受ける児童生徒に対し、個別の指導計画等を基に、自立活動を中心とする指導を行う。
- (2) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒<sup>\*1</sup>に対し、個別の指導計画等を基に、困難さに応じた指導・支援を行う。
- (3) 目的や評価を明確にした交流及び共同学習を実施する。

#### 3 学校外との積極的で緊密な連携

- (1) 家庭や地域社会へ、校内における特別支援教育に関する取組を発信する。
- (2) 個別の教育支援計画等を基に、家庭、地域社会及び関係機関<sup>\*2</sup>と連携した支援を行う。
- (3) 指導・支援方法について、校種間<sup>\*3</sup>における引継や情報共有を行う。

「共生社会」の実現に向けた特別支援教育の充実



### 構造図

#### \*1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒

知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒

#### \*2 関係機関

特別支援学校、医療機関、療育機関、相談機関、福祉等行政機関など

#### \*3 校種間

幼稚園、保育所、認定こども園も含む

## 重点 8

# 環境教育の推進

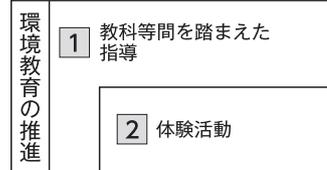
### 実践の強調点

#### 1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- (1) 全教職員で、学習指導要領等における環境教育の主な内容を共通理解する。
- (2) 教科等の関連を踏まえた全体計画をもとに、PDC Aサイクルによる見直し・改善を図りながら、環境教育に係る指導を工夫する。

#### 2 環境に関わる体験活動<sup>\*1</sup>の充実

- (1) 体験活動にあたり、身に付けさせたい力を明確にし、日常化<sup>\*2</sup>につなげる事前・事後指導を計画的・組織的に行う。
- (2) 体験活動についての情報発信や情報収集を通して、体験活動のねらいを家庭や地域社会と共有し、それぞれの教育機能を生かして連携する。



### 構造図

#### \*1 環境に関わる体験活動

自然体験に限られるものではなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や習慣などに触れる生活体験、さらには、ロールモデルとなるような人との交流体験など

#### \*2 日常化

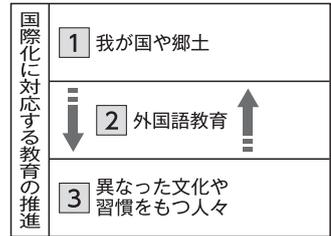
児童生徒が学校で学んだことを家庭や地域社会の中で生かそうとすること

## 重点 9

# 国際化に対応する教育の推進

### 実践の強調点

- 1 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進**
  - (1) 郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等の素材を活用し、教育活動全体を通して計画的に指導する。
  - (2) 我が国と諸外国の文化や風土等のよさや違いに気付かせるよう指導する。
- 2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成**
  - (1) 外国語指導助手等を効果的に活用する。
  - (2) 各学年の領域\*<sup>1</sup>に応じた、領域ごとの言語活動を充実させる。
  - (3) 小・中学校間における、学びの連続性を意識して指導する。
- 3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進**
  - (1) 外国語指導助手や地域に暮らす外国人、外国生活経験者と交流活動をしたり、児童生徒が異なる文化に触れたりする機会を設ける。\*<sup>2</sup>
  - (2) 外国人児童生徒等\*<sup>3</sup>に対して、計画的・継続的な日本語指導や生活適応指導を行う。



### 構造図

- \*1 領域  
「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」の五つの領域を指す。
- \*2 学校に、帰国児童生徒や外国人児童生徒が在籍する場合、外国での生活や外国の文化に触れた体験などを紹介する場面をできるだけ多く設定することも、国際理解教育の推進につながる。
- \*3 外国人児童生徒等  
日本語指導が必要な日本国籍児童生徒等も含まれる。

## 重点 10

# 情報化に対応する教育の推進

### 実践の強調点

#### 1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1) 発達の段階や校種間の接続を踏まえた全体計画及び年間指導計画の作成や見直しを行う。
- (2) 各校の実態に応じて、情報教育に関する校内研修\*1体制を整備する。

#### 2 「主体的・対話的で深い学び」を支えるICTの効果的な活用

ICTの特性を生かした学習活動\*2（クラウド活用を含む。）を学習過程に位置付ける。

#### 3 日々変化する情報社会に対応する情報モラル教育の実施

- (1) 各教科等における指導や生徒指導と連携して指導する。
- (2) 指導の内容等について家庭との共通理解を図り、地域、関係機関とも連携して指導する。

情報化に対応する教育の推進	情報活用能力の育成	
	1 指導体制	
	2 ICTの効果的な活用	3 情報モラル教育

### 構造図

#### \*1 情報教育に関する校内研修の内容

- ・授業でICTを活用すること
- ・児童生徒にICTを活用させること
- ・情報モラルを指導すること等

#### \*2 ICTの特性を生かした学習活動

- ・他者との意見共有や比較検討
- ・情報の収集、整理・分析、まとめ・表現等

## 重点 11

# 研修の充実

### 実践の強調点

#### 1 教職員の資質の向上を図る研修の推進

- (1) 教員等の資質の向上に関する指標\*1の趣旨や内容を理解する。
- (2) 指標と研修履歴\*2、管理職からの指導助言を踏まえて、自らに必要な学びを主体的にマネジメントする。
- (3) 自らに必要な学びを俯瞰的かつ客観的に理解するとともに、目標の設定、実践、振り返りを繰り返しながら、研修に励む。

#### 2 教職員の資質の向上を図る校内研修体制の整備・充実

- (1) 管理職のリーダーシップの下、教職員同士が日常的に学び合う校内研修体制を整備する。
- (2) 同僚性を発揮し、担当学年・教科・分掌の枠を超えて学び合う。

#### 3 実践的研究の充実

- (1) 自校の教育課題の解決に向けて、PDCAサイクルを働かせて研究に取り組む。
- (2) 研究で得た成果や課題を汎用し、自らの授業改善等の実践につなげる。
- (3) 地域の教育資源や学習環境を活用しながら、特色ある教育活動の取組を推進する。

研修の充実	研修	1 教職員
		2 校内研修体制
	研究	3 校内研究

### 構造図

#### \*1 教員等の資質の向上に関する指標

青森県教育委員会が作成（令和5年2月一部改訂）したもの



#### \*2 研修履歴

研修受講履歴のこと。「Plant全国教員研修プラットフォーム」にて閲覧可能。



# 活用してほしい資料一覧

## 1 授業の充実

○学習指導要領 教師向け参考資料  
(文部科学省)



○指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料  
(令和2年3月 国立教育政策研究所)



○全国学力・学習状況調査報告書・調査結果資料  
(令和6年7月 国立教育政策研究所)



○使ってみよう学力調査 調査問題活用の参考資料  
(令和2年10月 国立教育政策研究所)



①学びの質を高める授業スタンダード  
(令和2年3月 青森県教育委員会)



①

②学びの質を高める授業スタンダード実践編  
(令和3年3月 青森県教育委員会)



②

○幼児教育及び小学校教育関係者向けの参考資料  
(文部科学省)



### 【総合的な学習の時間】

○今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編)  
(令和3年3月 文部科学省)



○今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編)  
(令和4年3月 文部科学省)

## 2 道徳教育の充実

○道徳教育指導資料「郷土資料にかかわる実践事例集」  
(平成25年3月 青森県教育委員会)



①「私たちの道徳」活用のための指導資料 (小学校)



①

②「私たちの道徳」活用のための指導資料 (中学校)  
(平成26年11月 文部科学省)



②

○道徳教育アーカイブ～「特別の教科 道徳」の全面実施～  
(平成29年5月 文部科学省)



### 3 特別活動の充実

- みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）教師用指導資料  
（平成30年12月 国立教育政策研究所）
- 小学校特別活動映像資料学級活動編  
（令和4年3月 国立教育政策研究所）
- 学校文化を創る特別活動（中学校・高等学校編）  
（令和5年5月 国立教育政策研究所）



※サイト内中段  
「特別活動指導資料」

### 4 体育・健康教育の充実

#### 【体育関係】

- 児童生徒の1人1台のICT端末を活用した体育・保健体育授業の事例集  
（令和4年3月 文部科学省）



- 小学校体育(運動領域)指導の手引～楽しく身に付く体育の授業～  
（令和4年4月 文部科学省）



#### 【学校保健関係】

- 「未来を担う子ども健康生活推進事業」～健康副読本  
（平成24年2月 青森県教育委員会）



- 薬物乱用防止教室マニュアル〔令和5年度改訂〕  
（令和6年3月 日本学校保健会）



- がん教育推進のための教材・補助教材  
（令和3年3月一部改訂 文部科学省）



- 外部講師を活用したがん教育ガイドライン  
（令和3年3月一部改訂 文部科学省）



- 改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引  
（平成31年3月 文部科学省）



- 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引  
（令和2年3月 文部科学省）



- 「ギャンブル等依存症」などを予防するために  
（平成31年3月 文部科学省）



---

### 【食に関する指導関係】

---

○学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン  
(令和元年度改訂 日本学校保健会)



○栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 ～チーム学校で取り組む食育推進の  
PDCA～  
(平成29年3月 文部科学省)



○学校におけるアレルギー疾患対応指針  
(平成30年2月 青森県教育委員会)

○食に関する指導の手引 第二次改訂版  
(平成31年3月 文部科学省)



---

### 【学校安全関係】

---

○学校事故対応に関する指針【改訂版】  
(令和6年3月 文部科学省)



○防災安全の手引(二訂版)  
(平成26年3月 青森県教育委員会)

○第3次学校安全の推進に関する計画  
(令和4年3月 文部科学省)



○学校の危機管理マニュアル作成の手引き  
(平成30年2月 文部科学省)



○学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育  
(平成31年3月 文部科学省)



○学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン+学校安全推進  
のための教職員向け研修・訓練実践事例集  
(令和4年2月 文部科学省)



---

### 【部活動・地域クラブ活動関係】

---

○運動部活動の指針  
(平成30年12月 青森県教育委員会)



---

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン  
(令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)



---

## 5 生徒指導の充実

---

○生徒指導提要  
(令和4年12月 文部科学省)



---

○いじめ対応の手引き  
(平成31年3月 青森県教育委員会)



---

○いじめに対する理解を促す動画教材  
(令和4年6月 文部科学省)



---

○ネット安全利用啓発リーフレット「インターネットで キズつけない キズつかない」  
(令和元年7月 青森県いじめ問題対策連絡協議会)



---

○ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント  
(令和6年1月 こども家庭庁)



---

○「生徒指導リーフ」シリーズ (国立教育政策研究所)  
・Leaf19 学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順  
・Leaf20 アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる  
・Leaf22 不登校の数を「継続数」と「新数」とで考える 等



---

○子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き  
(平成22年3月 文部科学省)



---

○子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引ー  
(平成26年7月 文部科学省)



---

○保護者や地域からの要望等への対応の手引き  
(令和3年7月 青森県教育委員会)

---

○あおもり子ども・若者支援機関マップ  
(青森県環境生活部青少年・男女共同参画課)



---

○少年からのシグナル  
(令和6年 警察庁)



- 
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）  
について  
（令和5年3月 文部科学省）



---

## 6 キャリア教育の充実

- 
- 進路指導・キャリア教育の更なる充実のための実践に役立つ資料  
（平成21年3月～ 国立教育政策研究所）



※「2 進路指導関係」

- 
- 小学校キャリア教育の手引き  
（令和4年3月 文部科学省）



- 中学校・高等学校キャリア教育の手引き  
（令和5年3月 文部科学省）

- 
- 生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈総論編〉  
（平成24年3月 青森県教育委員会）



- 生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈実践編〉  
（平成26年3月 青森県教育委員会）

- 
- 「キャリア教育」資料集 研究・報告書・手引編 平成30年度版  
・キャリア教育リーフレットシリーズ特別編 キャリア・パスポート特別編1～6  
（平成30年5月～ 国立教育政策研究所）



- 
- あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～  
（令和2年1月 青森県教育委員会）



- 
- 令和元・2年度地域と連携したキャリア教育推進事業キャリア形成育成プログラム  
指導事例集  
（令和3年3月 青森県教育委員会）



---

## 7 特別支援教育の充実

- 
- 特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための  
教育相談ガイドブック  
（令和4年3月 青森県教育委員会）



---

## 8 環境教育の推進

- 
- 環境教育指導資料〔幼稚園・小学校編〕  
（平成26年10月 国立教育政策研究所）



- 環境教育指導資料〔中学校〕  
（平成28年12月 国立教育政策研究所）

※サイト下段参照

- 
- こども環境白書2019  
（平成31年2月 環境省）



- 
- 環境学習Station 環境教育に役立つサイト  
（環境省）



---

○環境教育教材「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」  
(令和4年3月 環境省)



---

## 9 国際化に対応する教育の推進

---

○小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック  
(平成29年6月 文部科学省)



---

○中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック  
(平成30年3月 青森県教育委員会)



---

○青森県版中学校英単語集 VERSION V  
(平成30年6月 青森県教育委員会)



---

○小学校外国語活動・外国語科実践ハンドブック  
(平成31年3月 青森県教育委員会)



---

○Youtubeチャンネルmextchannel「外国語教育はこう変わる！」動画リスト  
(文部科学省)



---

○帰国・外国人児童生徒教育情報(文部科学省)  
・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について  
・情報検索サイト「かすたねっと」へのリンク(参考資料)



---

○外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて(文部科学省)  
・外国人児童生徒等教育に関する研修用動画について  
・外国人児童・保護者向け動画  
「はじめまして! 今日からともだち」「おしえて! 日本の小学校」について



---

○外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA(文部科学省)



---

○青森県版 外国につながる子どもの教育支援ガイドブック  
(2023年3月 弘前大学教育学部多文化リソースルーム)



---

## 10 情報化に対応する教育の推進

---

○情報化社会の新たな問題を考えるための教材  
(令和2年 文部科学省)



---

○小学校プログラミング教育の手引(第3版)  
(令和2年2月 文部科学省)



○教育の情報化に関する手引 ー追補版ー  
(令和2年6月 文部科学省)



○各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料  
(令和2年9月 文部科学省)



○インターネットトラブル事例集 (2023年版)  
(令和5年 総務省)



○小学校を中心としたプログラミング教育ポータル  
(文部科学省、総務省、経済通産省)



○StuDX Style スタディーエックス スタイル  
(文部科学省)



○教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン  
(令和4年3月 文部科学省)



① (旧) 子供の学び応援サイト～学習支援コンテンツポータルサイト～  
② (新) きみの好き！応援サイト たのしく学び隊  
(文部科学省)



①



②

○リーディングDXスクール  
(文部科学省)



○生成AIの利用について  
(文部科学省)



## 11 研修の充実

○校長及び教員の資質の向上に関する指標等について  
(青森県教育委員会)



○NITS研修動画 (独立行政法人教職員支援機構)

- ① 校内研修シリーズ
- ② 研修プランシリーズ
- ③ 基礎的研修シリーズ (教職スタート講座小学校編)



①



②



③

- 
- ①校内研修活性化のためのアイデアブック  
(平成28年3月 青森県総合学校教育センター)
- ②校内研修活性化のためのツールブック  
(平成28年3月 青森県総合学校教育センター)
- 



①



②

---

## 12 その他

---

### 【複式教育】

---

- ①第39集 へき地・複式教育ハンドブック (一般編)  
(平成31年3月 青森県教育委員会)
- ②第40集 へき地・複式教育ハンドブック (事例編)  
(令和4年3月 青森県教育委員会)
- 



①



②

---

### 【社会教育】

---

- 学校と地域でつくる学びの未来  
(文部科学省)
- 



- つながろう！ひろげよう！みんなでつくる地域学校協働活動 地域学校協働活動ハンドブック～実践編～ (令和5年1月 青森県教育委員会)
- 今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動ー地域学校協働活動ハンドブックー  
(平成31年3月 青森県教育委員会)
- 



※ 読み取り用二次元バーコードは、令和7年3月1日時点のもの

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

## 1 スクールカウンセラー配置・派遣事業

### (1) 目的

児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの生徒指導上の様々な課題に適切に対応するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校に派遣し、教育相談体制の充実を図る。

### (2) 計画的に派遣するスクールカウンセラー

スクールカウンセラー配置・派遣事業実施要項に基づき、管内全ての市町村立小・中学校に派遣する。

### (3) 緊急対応のためのスクールカウンセラー

#### ア 派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課がスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣する。

#### イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、県教育庁学校教育課にスクールカウンセラー緊急派遣申請書を提出する。

#### ウ 勤務・相談状況報告

市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書（緊急派遣用）を3部作成し、派遣終了後（派遣期間が複数月にかかる場合は各月の最後の勤務が終了するごとに）、速やかに所管する市町村教育委員会及び県教育庁学校教育課並びに上北教育事務所へ1部ずつ提出する。

#### エ 庶務

スクールカウンセラーの報酬及び費用弁償及び手当の支給並びに社会保険法、厚生年金法に規定する保険料に関する手続は県教育庁学校教育課が行う。労働者災害補償保険法に関する手続は、上北教育事務所が行う。

## 2 スクールソーシャルワーカー配置事業

### (1) 目的

いじめ、不登校、子どもの貧困等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒を取り巻く環境からその状況の改善を図ることを目的として、福祉や教育に関して専門的な知識や技能を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と家庭や関係機関とのネットワーク構築や、その支援を行う。

#### スクールソーシャルワーカーの職務

- (1) 関係機関等とのネットワーク構築・連携・調整
- (2) 学校内におけるチーム体制の構築・支援
- (3) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (4) 教職員等への研修活動

### (2) スクールソーシャルワーカーの派遣

#### ア 派遣

スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項に基づき、必要に応じて管内の小・中学校及び関係機関等にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

#### イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、上北教育事務所にスクールソーシャルワーカー派遣申請書を提出する。

#### ウ 庶務

スクールソーシャルワーカーの報酬の支給及び費用弁償並びに災害補償に関する手続は、上北教育事務所が行う。

手続等の詳細については、市町村教育委員会又は上北教育事務所担当指導主事までお問い合わせください。

# 特別支援教育巡回相談員の訪問

## 1 趣旨

特別支援教育の知見と経験を備えた特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」）を設置し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の担任等の支援と校内支援体制の充実を図る。

## 2 巡回相談員の訪問内容

### (1) 訪問内容

- ①授業参観、児童生徒観察、協議等を通して、担任への助言・援助
- ②校内支援体制に関する助言・援助
- ③校内研修、ケース会議等への情報提供

(2) 訪問期間・・・原則として、6月～12月の平日の午後

(3) 訪問回数・・・1つの相談内容につき2回程度

### (4) 訪問についての留意事項

- 通常学級の担任も訪問を要請できる。
- 巡回相談員は、児童生徒に直接指導はしないものとする。
- 変容の把握や訪問後のケア等のため、1つの相談内容につき、計2回要請すること。
- 特別支援の未経験者は、可能な限り要請すること。（自校で研修可能な場合は除く）
- 同じ学級に在籍する複数児童生徒の対応についての相談ができる。
- 以下の場合、上北教育事務所担当者に相談すること。
  - ・校内に、相談したい学級担任が複数いる場合
  - ・訪問回数を2回よりも増やしたい場合
  - ・年度途中で巡回相談員訪問の必要が生じ、要請したい場合
- 管理職・関係職員は、訪問終了後に助言・援助内容について情報共有を行うこと。
- 助言・援助内容は、校内委員会等により全職員間で共有し、指導に生かすこと。

## 3 要請手続き

(1) 提出書類・・・①派遣要請書（様式第1-1号）

②フェイスシート（様式第1-2号）※対象児童生徒毎に作成する

※提出書類の様式は上北教育事務所ホームページからダウンロードが可能。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kamikita/kamikitanokyoiku.html>



(2) 提出先

管内小・中学校・・・・・・・・市町村教育委員会に各2部提出

三本木高等学校附属中学校・・・上北教育事務所に各2部提出

(3) 提出期限・・・令和7年4月18日（金）

- ・期限以降も要請できる。（12月まで）
- ・計画的な訪問のため、上記の期限を設け、一旦要請を取りまとめる。
- ・提出書類の様式は、各学校に電子データで送付する。

#### (4) 訪問開始までの流れ

- 5月上旬・・・担当する巡回相談員を関係校に連絡  
 5月中旬・・・要請校と巡回相談員で訪問日時を調整  
 ※要請校から先に連絡し、助言希望事項や児童生徒の現状等を伝える。  
 5月下旬・・・訪問開始について正式通知  
 6月上旬・・・順次訪問を開始

## 4 訪問終了後の提出書類

- (1) 提出書類・・・巡回相談員活用報告書（様式3） ※訪問日ごとの提出

※提出書類の様式は上北教育事務所ホームページからダウンロードが可能。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kamikita/kamikitanokyoiku.html>



- (2) 提出先

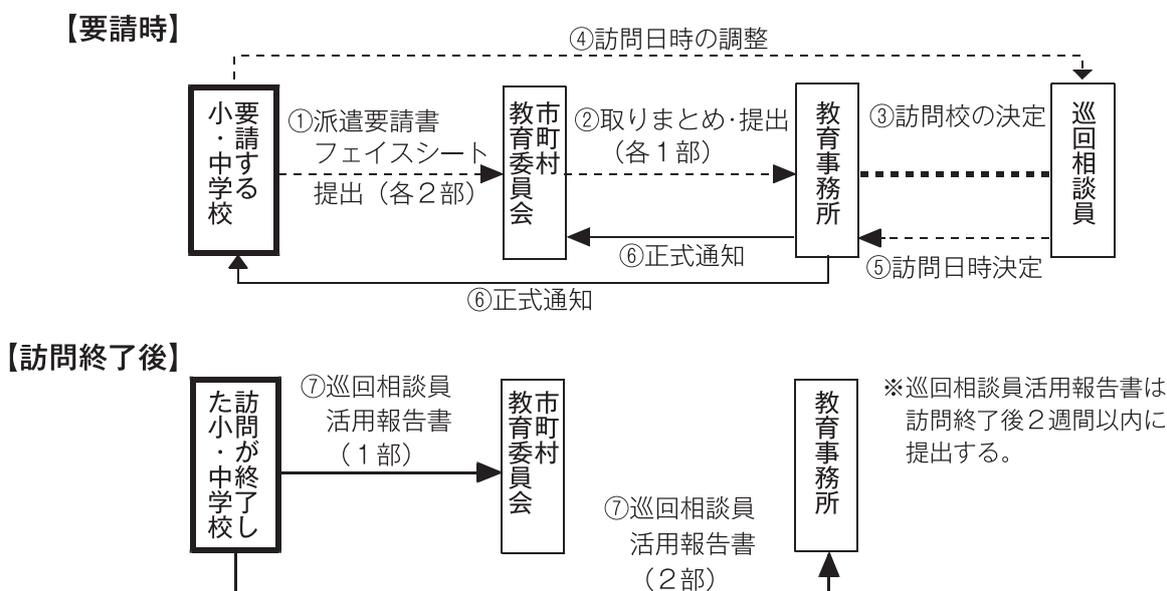
管内小・中学校・・・・・・・・・・市町村教育委員会に1部、上北教育事務所に2部提出  
 三本木高等学校附属中学校・・・青森県教育委員会に1部、上北教育事務所に2部提出

- (3) 提出期限・・・訪問終了後2週間以内

## 5 その他

- ・巡回相談員が所属する学校を訪問して助言・援助を受けることもできる。（学校配分旅費）
- ・巡回相談員の訪問に係る旅費は、上北教育事務所が負担する。

### 【参考】 小・中学校における巡回相談の流れ



※巡回相談員設置要綱により、要請時と訪問終了後では、書類の提出先と部数が異なる。  
 ※三本木高等学校附属中学校は、上記の表と異なる提出方法であるため、上北教育事務所担当者  
 と確認の上で進めること。

# 特別支援教育専門家チームの設置

## 1 特別支援教育専門家チーム設置要項（抜粋）

### ○ 設 置

公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の学級担任等を、専門的立場から支援するとともに、各校の校内支援体制の整備及び支援の充実に資するため、専門家チームを設置する。

### ○ 委 嘱

専門家チームの委員は、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 大学教員 (2) 県教育委員会指導主事 (3) 学識経験者

### ○ 職 務

専門家チームは、次の職務を行う。

- (1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の指導内容・方法、学級経営等に関する学級担任等への助言・援助
- (2) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校内支援体制の整備に関する助言
- (3) 発達障がい等の障がい理解や支援に関する情報提供及び理解啓発
- (4) その他発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の校内支援体制に関すること

### ○ 派遣要請（公立幼稚園、小学校、中学校の場合）

公立幼稚園長、小・中学校長は、設置者である市町村教育委員会を通して特別支援教育専門家チーム派遣要請書（第1号様式）により、県教育長へ派遣を要請するものとする。

### ○ 派 遣

県教育長は、専門家チームの派遣要請を受け、必要と認める場合、専門家チームの委員を公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ派遣するものとする。

### ○ 派遣に関する旅費

専門家チームの委員の派遣旅費は、県教育庁学校教育課が負担する。

## 2 専門家チームの派遣手続きについて

### (1) 公立小・中学校

公立小・中学校の校長は、専門家チームの助言等を必要とする場合は、専門家チーム派遣要請書（第1号様式）を市町村教育委員会教育長へ3部提出すること。

### (2) 市町村教育委員会

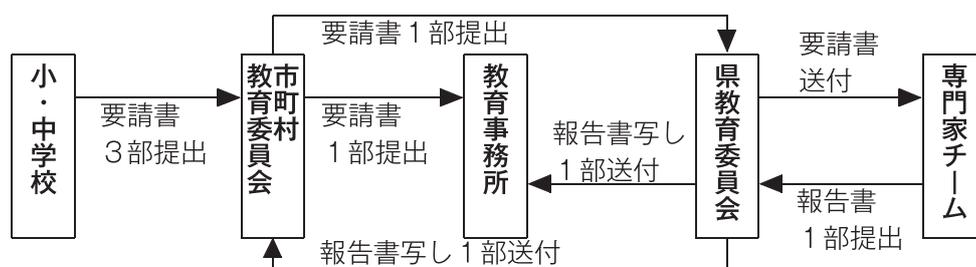
市町村教育委員会は、公立小・中学校から提出された要請書3部のうち、それぞれ各1部を県教育委員会教育長及び教育事務所宛てに提出すること。

また、もう1部は市町村教育委員会で保管すること。

### (3) 専門家チームの報告書について

県教育委員会は、専門家チームから提出された報告書の写しを、関係する市町村教育委員会教育長及び教育事務所宛て送付する。

市町村教育委員会及び教育事務所は、報告書を保管すること。



※専門家チーム派遣要請書（第1号様式）の電子データは、上北教育事務所ホームページからダウンロードが可能。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kamikita/kamikitanokyoiku.html>



# 事故、感染症等の報告

## 1 児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合

※主な事故等…各種事故、事件、違反、生徒指導上の問題行動、火災、地震、台風、津波、弾道ミサイル等

以下(1)又は(2)のどちらに当たるかを判断し報告する。

※児童生徒に関する場合は教育課へ、職員・施設に関する場合は総務課へ

### (1) 緊急を要する場合

- (例)
- ・自然災害等により、人的被害や学校施設等に甚大な被害があった場合
  - ・自然災害等により、臨時休業や時間短縮の措置をとった場合
  - ・重大な事故や事件等が発生し、緊急車両等を要請した場合
  - ・職員が、重大な交通違反や人身事故等を起こした場合

①学校は、市町村教育委員会及び上北教育事務所へ速やかに電話で報告する。

その後の状況についても、引き続き報告する。

②学校は、報告書を作成し、市町村教育委員会教育長へ提出する。

③市町村教育委員会は、報告書の写しを上北教育事務所長へ提出する。



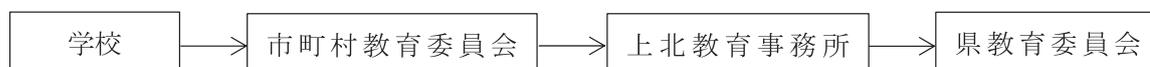
### (2) 緊急を要しない場合

- (例)
- ・自然災害等により、学校施設等に被害があった場合（ただし、各市町村における震度が5弱以上の地震の場合は、被害なしでもその旨を速やかに報告する。）
  - ・軽微な事故等が発生し、緊急車両等を要請した場合
  - ・職員が、軽微な交通違反や物損事故等を起こした場合

①学校は、市町村教育委員会へ速やかに電話で報告する。

②学校は、報告書を作成し、市町村教育委員会教育長へ提出する。

③市町村教育委員会は、報告書の写しを上北教育事務所長へ提出する。



七戸町及び東北町の小・中学校は、町教育委員会に加え、中部上北広域事業組合教育委員会にも電話で報告する。

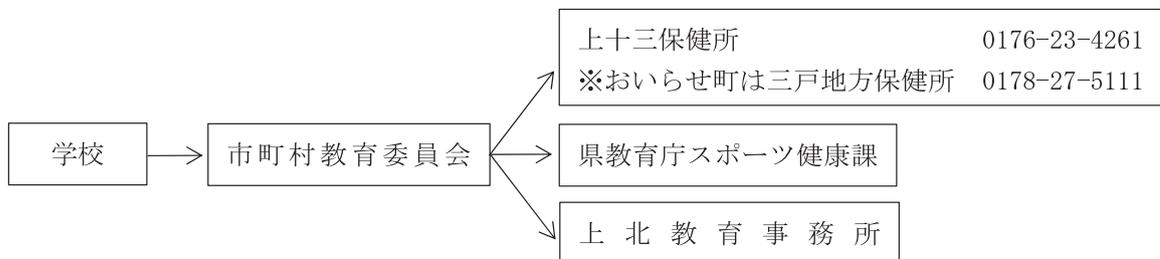
## 2 感染症、食中毒等の場合

下記(1)~(3)において、生命に関わる症状を呈した場合や報道発表が予想される場合、学校は、上北教育事務所にも直接電話で報告する。なお、下記の報告ルートの基本とするが、各市町村のマニュアルがあるときは、これに従う。

### (1) 集団かぜ（インフルエンザ様症状等）・新型コロナウイルス感染症等の発生時

学校において集団的な措置（臨時休業等）をとる場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。

- ①学校は、「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力し、PDFを作成後、市町村教育委員会へ電話で報告する。
- ②市町村教育委員会は、保健所、県教育庁スポーツ健康課及び上北教育事務所へ電話で報告する。

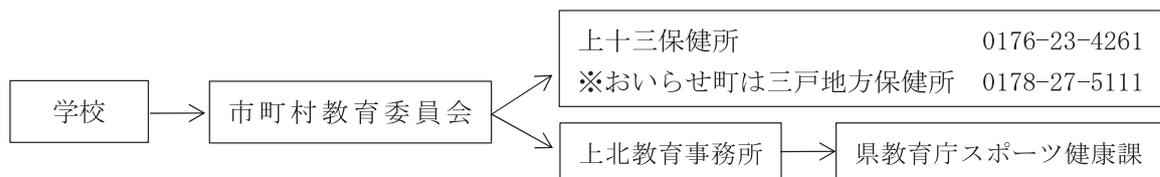


### (2) 麻しん・風しんの発生時

欠席等の連絡があった場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。

※「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力、確定診断後に行うこと。

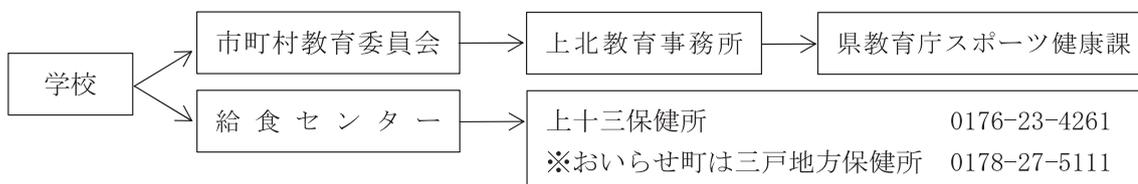
- ①学校は、市町村教育委員会へ電話で報告した後、FAX又はメールで「送付票」（様式1\*）を提出する。
- ②学校は、集団的な措置（臨時休業等）をとる場合、市町村教育委員会に電話で報告した後、FAX又はメールで「麻しん・風しん」の発生及び措置状況」（様式2-1\*）を提出する。
- ③市町村教育委員会は、保健所及び上北教育事務所へ電話で報告する。



### (3) 食中毒・給食への異物混入等の発生時

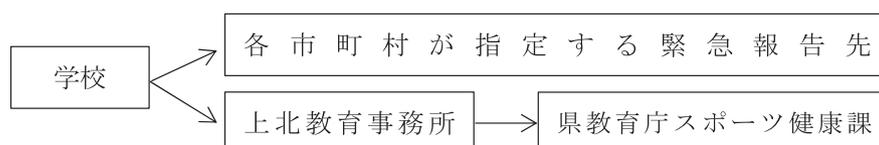
学校給食において発生が疑われる場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。

- ①学校は、市町村教育委員会及び給食センターへ電話で報告した後、所定の様式\*に把握している範囲で情報を記入し、市町村教育委員会にFAX又はメールで提出する。
- ②市町村教育委員会は、上北教育事務所に所定の様式\*による報告を行う。



### 3 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合

学校は、学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合や学校の敷地内で死亡している野鳥などを発見した場合、下記の流れにより速やかに電話で報告すること。

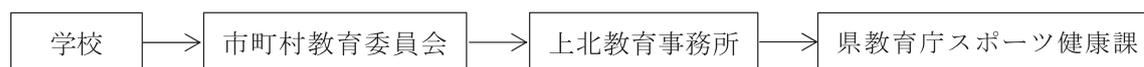


#### ◆留意事項

- ・野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。また、死亡していた野鳥が検査対象外であっても、処理後は発見場所を消石灰（水酸化カルシウム）で消毒すること。
- ・鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにするため、放し飼いをしない、飼育施設に糞尿の落下を防ぐ屋根を設ける等の適切な措置を講じること。

### 4 その他

学校は、クマ、大型のイヌ、サルなどの鳥獣類の出現により、臨時休業や集団下校などの措置を講じた場合、下記の流れにより速やかに電話で報告すること。



\*各様式の電子データは、上北教育事務所ホームページからダウンロードできます。  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kamikita/kamikitanokyoiku.html>



# 教 育 課 ( 社 会 教 育 )

社会教育行政の方針と重点 .....	37
学校の教育活動などで活用できる社会教育施設及び関連施設 .....	42

※「子ども」「障害者」の表記は、青森県教育振興基本計画（2024～2028年度）に基づき、「こども」「障がい者」としている。

## 社会教育行政の方針と重点

この社会教育行政の方針と重点は、青森県教育委員会の「青森県教育施策の方針」「社会教育行政の方針と重点」「体育・健康・スポーツ行政の方針と重点」「文化財保護行政の方針と重点」をもとに、管内市町村の現状と課題を踏まえて設定したものです。

### 方 針

地域住民一人ひとりが、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努めます。また、健やかで活力に満ちた生活を送ることができる生涯スポーツの推進と次代へ伝えるかけがえない文化財の保存・活用に努めます。

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動制 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。これまでも少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、こどもの貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきましたが、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する出来事であり、このような危機に対応する強靱さ (レジリエンス) を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題とされています。

令和5年6月に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画では、基本的な方針の一つとして「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」が定められ、そのために「社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成」「公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充」「生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進」が求められています。

青森県は、令和6年3月に策定された青森県教育施策の大綱「あおもり未来教育ビジョン Ver1.0」において、めざす教育として学校と地域・家庭との連携・協働を推進すること、地域づくり・人づくりの推進に向けた生涯学習の充実、文化・スポーツの振興に関する取り組みを進めていくこととしています。また、青森県教育委員会は、本県教育の更なる振興に向けて、今後取り組むべき具体的な施策・事業やその進捗状況を効果的に把握するための指標を設定した「アクションプラン」を令和6年6月に策定しました。

管内の社会教育の状況としては、住民のニーズに応じた学びの機会とその成果を生かす機会を意図的に設けた社会参加活動や読書活動推進体制の充実が特徴的です。しかし、一方で、地域学校協働活動をコミュニティ・スクールと一体的に推進することや地域活動の実践者となる人材の育成、生涯学習講座等の参加者の減少・高齢化・固定化等の課題もあることから、地域住民一人ひとりが、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、管内市町村の関係機関、団体等と連携・協働を図りながら、社会教育を推進していくことが重要であると考えます。

以上のことから、上北教育事務所では、県の社会教育行政、体育・健康・スポーツ行政及び文化財保護行政の方針と重点を基に「学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人材の育成」「地域の強みを生かした地域づくりに向けた人材の育成」「人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進」「社会教育推進のための基盤整備」「スポーツの推進」「文化財の保存・活用と伝統芸能の継承」の6項目を重点として取り組むこととしました。加えて、その充実のために、管内各地域の現状と課題を踏まえながら、各重点の実践の強調点を設定しました。

## 重点 1（社会教育）

# 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

### 実践の強調点

#### 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域全体で、未来を担う子どもたちの成長を支えられるよう

- (1) 地域と学校の連携・協働体制を整備し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図る。
- (2) 地域の企業や関係機関、高等学校、大学等と連携し、キャリア教育支援の仕組みづくりを推進する。

#### 2 家庭教育支援体制の充実

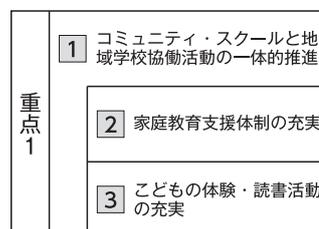
家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高められるよう

- (1) 学校や関係機関と連携し、子育てに関わる学習機会の充実を図る。
- (2) 家庭教育支援チーム等と身近な地域における家庭教育支援活動をサポートし、連携を図る。

#### 3 こどもの体験・読書活動の推進

こどもの意欲を高め、心と体の相伴った成長を促せるよう

- (1) 学校や関係機関と連携し、体験活動を通じた異年齢交流や世代間交流を推進する。
- (2) 各種読書団体や学校等と連携・協力しながらこどもの読書活動推進体制を整備するとともに、必要に応じて市町村推進計画の見直しを図る。



### 構造図

## 重点 2（社会教育）

# 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

### 実践の強調点

#### 1 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

地域活動に取り組むリーダーを養成できるよう

- (1) 地域住民に対して、地域の諸活動に関する情報について積極的な周知を図る。
- (2) 関係機関と連携するなどして、人財交流の場や研修会等を開催する。

#### 2 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成

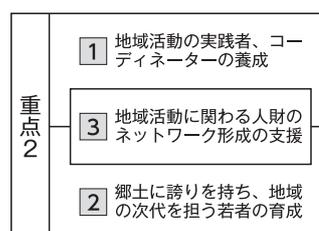
地域の活力が将来にわたって持続するよう

郷土に誇りを持ち、その良さを引き継ぎながら地域づくりに取り組む地域の次代を担う人財を育成する。

#### 3 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

人財相互のネットワークを形成できるよう

- (1) 気軽に参加し学び合う場を設け、交流を促進する。
- (2) 地域学校協働活動や公民館等において、地域住民の連携・協働した取組の充実を図る。



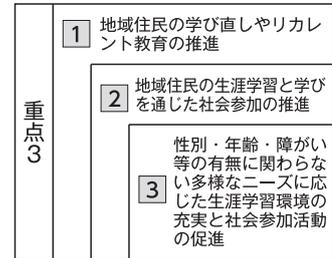
### 構造図

## 重点3（社会教育）

# 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

### 実践の強調点

- 1 地域住民の学び直しやリカレント教育\*の推進**  
地域住民の主体的なキャリア形成を促すよう  
(1) 産学官民によるネットワークを活用する等、学び直しやリカレント教育\*の機会の充実を図る。  
(2) 誰もが生涯にわたって意欲をもって学び、教養や能力を高め、活躍していく環境づくりに取り組む。
- 2 地域住民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進**  
暮らしやすく、心豊かに過ごせる地域となるよう  
地域行事への参画など、学習の成果を生かす機会を設け、継続した活動の支援を図る。
- 3 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進**  
誰一人取り残さない、包摂的で持続可能な地域となるよう  
多様な在り方が尊重される環境づくりを進め、コミュニティ機能の強化や地域との多様なつながりの構築の支援を図る。



### 構造図

#### \*リカレント教育

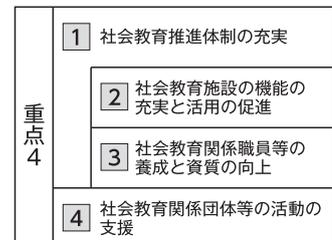
学校教育から一旦離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学びのことです。

## 重点4（社会教育）

# 社会教育推進のための基盤整備

### 実践の強調点

- 1 社会教育推進体制の充実**  
「人づくり」の観点から、学習機会を創り出すことができるよう  
(1) 中長期の展望をもった社会教育計画を策定し、定期的な評価・見直しを行い、事業改善を図る。  
(2) 学校教育行政・関係機関・団体との連携協力体制の強化を図り、地域に根ざした社会教育の推進を図る。
- 2 社会教育施設の機能の充実と活用の促進**  
住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会を構築できるよう  
(1) 地域課題解決のために学習活動・地域貢献活動・公共活動の拠点機能の強化・充実を図る。  
(2) 事業の自己評価を行い、改善した点を効果的に周知する。
- 3 社会教育関係職員等の養成と資質の向上**  
住民が地域で主体的に教育・学習活動に取り組むことができるよう  
(1) 社会教育士\*や社会教育主事、図書館司書、学芸員等の資格取得講習への計画的派遣を推進する。  
(2) 各種研修への計画的な参加を推進する。
- 4 社会教育関係団体等の活動の支援**  
社会教育関係団体等が住民の生活を充実させ、地域をより良くする活動ができるよう  
社会教育関係団体等の求めに応じ、具体的な指導・助言や情報提供を行う。



### 構造図

#### \*社会教育士

令和2年度から始まった、学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号です。

## 重点5（スポーツ）

# スポーツの推進

### 実践の強調点

#### 1 スポーツ参画人口の拡大

住民が、いつでも、どこでも、いつまでも安全かつ気軽にスポーツ活動に参画できるよう

- (1) ライフステージに応じたスポーツプログラムの一層の充実を図る。
- (2) スポーツや運動に親しむことのできる環境づくりを推進する。
- (3) 総合型地域スポーツクラブ設立・運営に関する支援を図る。
- (4) 地域のスポーツ活動を支える人財の育成と活用を図る。

#### 2 スポーツを通じた活力ある社会の実現

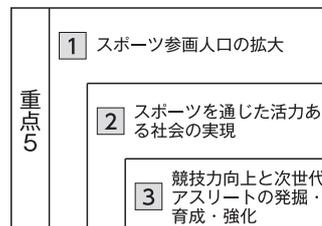
地域の元気づくり・活力の創出に資するよう

- (1) 保護者と子どもが一緒に参加できるスポーツ教室等の充実を図る。
- (2) 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの広報活動の支援を図る。
- (3) 地域の特色や資源を生かしたスポーツイベント等の充実を図る。

#### 3 競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

スポーツに対する興味関心を高め、勇気や感動を与えるアスリートを育成できるよう

- (1) スポーツ関係団体と協力し、スポーツに取り組むこどもの発掘を推進する。
- (2) 選手の多様なニーズに対応し、スポーツ・インテグリティ\*を確保できる指導者の発掘・育成を図る。
- (3) スポーツ関係団体の支援を図る。



### 構造図

\*スポーツ・インテグリティ  
スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンス(統治能力)の欠如等があります。

## 重点6（文化財保護）

# 文化財の保存・活用と伝統芸能の継承

### 実践の強調点

#### 1 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えられるよう

- (1) 地域の文化財を大切に、後世に守り伝えようとする意識の啓発を図る。
- (2) 文化財の保護・保存に係る人材の育成を図る。

#### 2 文化財の公開・活用

住民が、文化財に興味・関心を持ち、気軽に楽しめるよう

- (1) デジタル技術の活用等による積極的な情報発信を図る。
- (2) 地域の文化財の価値や魅力の発信、認知度向上及び受入態勢の充実を図る。

#### 3 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術を次代に継承できるよう

- (1) 後継者の育成・支援と発表機会の一層の充実を図る。
- (2) 伝統芸能伝承活動を一層推進する。

#### 4 博物館等施設の機能の充実

住民が、文化財に触れ、体験・体感できる機会を充実させられるよう

- (1) 魅力ある展示にするための工夫と、積極的な情報発信を図る。
- (2) 博物館のもつ機能を生かした、教育普及活動の充実を図る。

重点6	文化財	1	文化財の保護・保存
		2	文化財の公開・活用
		3	伝統芸能・技術の継承
		4	博物館等施設の機能の充実

### 構造図

# 学校の教育活動などで活用できる社会教育施設及び関連施設

※説明（届出→事前に届け出れば当日説明が可能）、資料（○→パンフレットなどの資料がある場合）

市町村	施設名（担当課）	料金	説明	資料	学習できる内容	電話〈窓口〉	
十和田市	市民図書館		届出	○	施設の見学学習	0176-23-7808	
	郷土館		届出	○	移動郷土館、施設の見学学習	58-0184 スポーツ・生涯学習課	
	十和田湖民俗資料館（旧笠石家）		届出	○	こども見学体験事業、施設の見学学習	58-0184 スポーツ・生涯学習課	
	現代美術館		有料	届出	○	見学	0176-20-1127
			有料	届出	○	現代アート入門	
				届出	○	十和田市内のアート作品について	
	称徳館		届出	○	施設の見学	0176-26-2100	
	総合体育センター	有料	届出	○	屋内のスポーツ全般（令和8年6月まで改修工事のため使用不可の予定）	0176-25-5555	
	志道館	有料	届出	○	武道全般	0176-23-2387	
	奥入瀬溪流温泉スキー場	有料	届出	○	スキーなど	0176-74-2008	
	宇樽部キャンプ場	有料	届出	○	野外活動	0176-75-2477	
	芳川原浄水場		届出	○	施設の見学	0176-25-4517	
	下水処理場		届出	○	施設の見学	0176-23-8031	
	清掃センター		届出	○	施設の見学	0176-28-2654	
	学校給食センター		届出	○	施設の見学	0176-23-5375	
一本木沢ビオトープ			○	水生生物などの観察（自由）	58-0186 スポーツ・生涯学習課		
三沢市	中央公民館	有料	届出	○	住民の学習活動	0176-53-8711	
	市立図書館		届出	○	図書一般	0176-53-6040	
	先人記念館	有料	届出	○	斗南藩に関する資料、出前講座	0176-59-3009	
	斗南藩記念観光村		届出	○	郷土資料の屋外展示物	0176-59-3009	
	歴史民俗資料館	有料	届出	○	郷土資料、生活民具、遺跡出土品	0176-59-3670	
	寺山修司記念館	有料	届出	○	寺山修司に関する資料、出前講座	0176-59-3434	
	三沢市民の森	有料	届出	○	野外活動	0176-59-2221	
	小川原湖湖畔キャンプ場	有料	届出	○	オートキャンプ等野外活動	0176-59-2830	
	仏沼		届出	○	野鳥の観察	53-5111 環境衛生課	
	県立三沢航空科学館	有料	届出	○	航空史、科学の体験活動、出前講座	0176-50-7777	
	国際交流教育センター	有料	届出	○	住民の国際交流活動	0176-51-1255	
	国際交流スポーツセンター	有料	届出	○	屋内スポーツ全般	0176-51-4466	
	武道館	有料	届出	○	柔道、剣道、その他屋内スポーツ	0176-57-0050	
	アイスアリーナ	有料	届出	○	スケート等の氷上スポーツ ※大規模改修中のため、令和7年11月頃まで使用できません。	0176-57-2100	
	屋内温水プール	有料	届出	○	水泳	0176-59-3850	
野辺地町	中央公民館	有料	届出		住民の学習活動	0175-64-3054	
	馬門公民館	有料	届出		住民の学習活動	0175-64-9326	
	図書館		届出		図書一般	0175-64-2195	
	歴史民俗資料館		届出	○	施設の見学、郷土の歴史、出前講座	0175-64-9494	
	愛宕公園		届出		公園、文化財	64-2111 産業振興課	
	町立体育館	有料	届出		屋内スポーツ全般	0175-64-1459	
	運動公園	有料	届出		屋外スポーツ全般	64-2119 教育委員会	
	屋内温水プール	有料	届出		水泳	0175-64-9777	
	青少年体育センター	有料	届出		屋内スポーツ全般	0175-64-9657	
	あったかハウス		届出		スキー、休憩施設	64-2119 教育委員会	
	柴崎地区健康レクリエーション施設	有料	届出	○	キャンプ等野外活動	64-2111 産業振興課	
	十符ヶ浦海水浴場		届出		海水浴・休憩施設	64-2111 産業振興課	
	常夜燈公園		届出		公園	64-2111 産業振興課	
	潮騒公園		届出		公園	64-2111 建設水道課	
	観光物産PRセンター		届出	○	観光物産	0175-64-9555	
	行在所		届出		文化財	64-9494 歴史民俗資料館	
	青い森鉄道野辺地駅		届出		文化財（鉄道防雪林）	0175-64-3266	
	クリーン・ペア・はまなす		届出		ゴミ処理施設設備見学	0175-68-2508	
	まかどスポーツセンター	有料	届出		屋内スポーツ全般	64-2119 教育委員会	

市町村	施設名(担当課)	料金	説明	資料	学習できる内容	電話〈窓口〉
七戸町	中央公民館		届出		住民の学習活動	0176-68-2920
	南公民館		届出		住民の学習活動	0176-62-2118
	中央図書館				図書一般	0176-62-2119
	文化交流センター		届出		郷土資料、遺跡出土品	58-5530 生涯学習課
	鷹山宇一記念美術館	有料	届出	○	鷹山宇一絵画、絵馬、七戸出身者作品の鑑賞	0176-62-5858
	東八甲田家族旅行村	有料		○	キャンプ等野外活動(自然観察、野鳥観察)	0176-62-5671
	東八甲田ローズカントリー	有料	届出	○	フラワーアレンジメント	0176-62-5400
	七戸町総合アリーナ	有料	届出	○	屋内スポーツ全般、文化・学習活動	0176-62-2051
	屋内スポーツセンター	有料	届出	○	屋内スポーツ全般	0176-69-1111
	ふれあいセンター	有料	届出	○	宿泊研修施設	0176-69-1111
	中央公園	有料	届出	○	野外活動	0176-69-1111
	屋内温水プール	有料	届出		水泳指導など	0176-68-3363
	町営スキー場	有料	届出		スキー指導など	0176-62-5612
	七戸町総合運動公園	有料	届出	○	スポーツ全般	0176-62-2051
	森林公園				キャンプなど野外活動	68-2117 財政課
二ツ森貝塚館		届出	○	施設の見学、体験講座(出土品にちなんだモノづくり等)	0176-68-2612	
おいらせ町	中央公民館	有料	届出		住民の学習活動、各種講座、図書一般	0178-56-2251
	北公民館	有料	届出		住民の学習活動、各種講座、図書一般	0176-57-0033
	東公民館	有料	届出		住民の学習活動、集会活動等	0178-52-2061
	みなくる館	有料	届出	○	住民の学習活動、各種講座等	0178-52-3900
	図書館		届出	○	図書一般	0178-52-3900
	大山将棋記念館		届出	○	将棋に関する資料の企画展示、将棋教室等の開催	0178-52-1411
	おいらせ阿光坊古墳館	有料	届出	○	遺跡出土品など	0178-20-0405
	民具ふれあい館		届出		郷土資料、生活民具、遺跡出土品等	20-0405 阿光坊古墳館
	白鳥の家	有料	届出	○	野鳥、自然観察	0178-56-5256
	交流センター	有料	届出		各種講座、屋内スポーツ全般	0178-56-4711
	いちょう公園体育館	有料	届出		屋内スポーツ全般	0178-52-6744
	下田公園	有料	届出		キャンプなど野外活動、スポーツ全般	56-5255 改善センター
	いちょう公園	有料	届出		スポーツ全般	52-6744 体育館
	農村環境改善センター	有料	届出		食品加工、屋内スポーツ全般	0178-56-5255
	縄文の森イベント広場	有料	届出		屋外イベント、軽スポーツ	56-5255 改善センター
町民プール		届出		水泳(町内小中学校のみ授業利用可能)	0178-56-4669	
六戸町	図書館		届出		図書一般(新図書館に移転して令和7年6月に開館予定)	0176-55-4561
	郷土資料館	有料	届出	○	郷土資料、生活民具、遺跡出土品	0176-55-5511
	旧苔米地家住宅		届出	○	郷土資料、生活民具	0176-55-5511
	文化ホール	有料	届出	○	住民の学習活動、各種講座	0176-55-5511
	小松ヶ丘地域交流館	有料	届出	○	住民の学習活動	0176-55-5511
	総合運動公園	有料		○	スポーツ全般	0176-55-3988
	総合体育館	有料	届出	○	室内スポーツ全般	0176-55-3988
館野公園		届出		キャンプ等野外活動	55-3111 建設下水道課	

市町村	施設名(担当課)	料金	説明	資料	学 習 で き る 内 容	電話〈窓口〉
横 浜 町	図書館(ふれあいセンター内)			○	図書一般	0175-78-6100
	公民館(ふれあいセンター内)	有料	届出		陶芸、その他	0175-78-6100
	教育委員会教育課	有料	届出	○	横浜町の文化財、神楽、獅子舞、能舞	0175-78-6622
	烏帽子平自然の家	有料		○	キャンプなど野外活動	0175-78-6622
	自然苑	有料		○	菜の花の観察、農業体験	78-2111 産業振興課
	檜木在八幡神社海浜殖生自然林		届出	○	自然観察	0175-78-6622
	岩倉不動尊		届出	○	史跡	0175-78-6622
	牛ノ沢館跡		届出	○	史跡	0175-78-6622
	神明宮跡地大ケヤキ		届出	○	天然記念物	0175-78-6622
	よこはまホテル村		届出	○	ゲンジボタルの観察	0175-78-3209
	道の駅菜の花プラザ			○	横浜町の産物	0175-78-6687
	十和田おいらせ農業協同組合横浜町支店		届出		横浜町の農産物	0175-78-2321
	横浜町漁業協同組合		届出		横浜町の高産物	0175-78-2006
	横浜町トレーニングセンター	有料	届出		スポーツ一般、トレーニング器具	0175-78-3693
	郷土館	無料	届出	○	施設見学(郷土民具他) ※4月下旬開館予定	0175-78-6687
	砂浜海岸コテージ	有料	届出	○	宿泊体験(キャンプ、水泳、自然観察他)	78-2111 産業振興課
東 北 町	図書館		届出		図書一般	0176-56-2261
	歴史民俗資料館		届出	○	郷土資料、生活民具、遺跡出土品	0176-56-5598
	町民文化センター	有料	届出	○	講演会、研修会、文化活動	0176-56-5180
	町民体育館	有料	届出		室内スポーツ全般	0176-56-5553
	ふれあいドーム上北	有料	届出	○	スポーツ全般(冬季・雨天時可)	0176-56-5553
	南総合運動公園	有料	届出	○	屋外スポーツ全般	0176-56-5553
	小川原湖キャンプ場		届出	○	キャンプなど野外活動	0176-56-3525 レークハウス 0176-58-1122 道の駅
	ふれあい村	有料	届出	○	宿泊研修施設	0176-56-3600
	中央公民館	有料	届出	○	住民の学習活動、各種講座、 図書一般	0175-63-2741
	コミュニティセンター「未来館」	有料	届出	○	考古及び民俗資料(舟ヶ沢の丸木舟等)	0176-56-3111
	日本中央の碑保存館		届出	○	中央の碑に関する資料	0175-64-7979
	わかさぎ公園 キャンプ場		届出	○	キャンプなど野外活動	0175-62-2581 わかさぎ公園管理棟 0176-56-4148 商工観光課
	北総合運動公園	有料	届出	○	スポーツ全般、プール	0175-63-3500
	B & G 海洋センター(艇庫)	有料	届出	○	海洋性スポーツ	0175-63-3500
	小川原湖水産荷捌施設		届出	○	施設の見学、小川原湖しじみ市場	0176-56-2104
	小川原湖交流センター「宝湖館」	有料	届出	○	施設の見学、温泉・プール	0176-56-3820
	かやぶき家屋「まなか」		届出	○	施設の見学、古民家	0175-63-4766
	道の駅 おがわら湖「湖遊館」		届出	○	施設の見学、東北町の農水産物	0176-58-1122
上北屋内練習場	有料	届出		スポーツ全般	0176-56-5553	
武道館	有料	届出	○	武道全般	0175-63-3500	

市町村	施設名(担当課)	料金	説明	資料	学習できる内容	電話〈窓口〉
六ヶ所村	図書館		届出	○	図書一般	0175-72-3405
	大石総合運動公園	有料	届出	○	キャンプなど野外活動	0175-72-2191
	総合体育館	有料	届出	○	室内スポーツ全般	0175-72-2191
	陸上競技場	有料	届出	○	陸上競技全般	0175-72-2191
	テニスコート	有料	届出	○	テニス競技全般	0175-72-2191
	大石総合運動公園野球場	有料	届出	○	野球指導	0175-72-2191
	郷土館		届出	○	郷土資料、生活民具、遺跡出土品	0175-72-2306
	中央公民館	有料	届出		住民の学習活動、各種講座、集会活動等	0175-72-8173
	泊地区ふれあいセンター	有料	届出		住民の学習活動、各種講座、集会活動等	0175-77-2239
	千歳平地区公民館	有料	届出		住民の学習活動、各種講座、集会活動等	0175-74-2074
	千歳平地区体育館	有料	届出		室内スポーツ全般	0175-74-3005
	屋内グラウンド	有料	届出		野球指導など	0175-74-3005
	文化交流プラザ・スワニー	有料	届出	○	集会活動、発表会等	0175-72-3400
	内子内農山村広場	有料	届出	○	ホッケー、ウォーキング、イベント開催等	72-8134 農林水産課
	二又夢はぐ館	有料	届出		集会活動など	0175-73-7307
	中志地区学習等供用センター	有料	届出		住民の学習活動、集会活動等	72-2111 総務課
	室ノ久保地区学習等供用センター	有料	届出		住民の学習活動、集会活動等	72-2111 総務課
	地域交流ホーム	有料	届出		軽スポーツ、集会活動	0175-72-3455
	鷹架野鳥の里森林公園				自然観察、野鳥観察	72-8136 政策推進課
	六ヶ所野鳥観察公園				自然観察、野鳥観察	72-8136 政策推進課
六ヶ所村立レスリング道場	有料	届出		レスリング、室内スポーツ等	0175-74-3005	
六ヶ所村立屋内温水プール「ろっぷ」	有料	届出	○	水泳指導、トレーニング器具	0175-73-7307	

# 総務課

令和7年度 学級編制について .....	49
令和7年度 小・中学校教職員配置基準 .....	50
学務関係提出書類一覧（参考） .....	53

# 令和7年度 学級編制について

## 1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学校種別 学級編制の区分	小学校		中学校
	単式学級	35	
2個学年複式学級 (※1)	第1学年の児童を含む場合	8(4)	8(4)
	第1学年の児童を含まない場合	16(8)	
特別支援学級 (※2)	8		8

※1 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、( )内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

- (1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。
- (2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

## 2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校及び中学校全学年は、上記1の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

# 令和7年度 小・中学校教職員配置基準

- 1 公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の教職員配置基準は、次のとおりとする。

学級数については、県が定める学級編制基準による。

## 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）

### 1 校長

1校に1人とする。

### 2 教員（教頭・教諭）

- (1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34
学級数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40					
教員数	35	36	37	38	39	41	42	43	44	45					

- (2) 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- (3) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

### 3 養護教諭

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- (3) 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。
- (4) (3)以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

### 4 事務職員

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、次のとおりとする。
- ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。
- イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。
- (3) 27学級以上の学校に1人増配置する。
- (4) 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。

- (5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

## 5 栄養教諭・学校栄養職員

- (1) 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に1人とする。
  - イ 児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に2人とする。
  - ウ 児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に3人とする。
- (2) 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。
  - イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。  
ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
  - ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。
  - エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。
  - オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。
- (3) 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。
- (4) 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記(1)~(3)の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

### 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）

#### 1 校長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

#### 2 教員（教頭・教諭）

- (1) 次の表のとおり配置する。  
教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17	18	19	20	22	24
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	25	27	29	30	32	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47
学級数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40					
教員数	48	50	51	53	53	54	55	57	58	60					

- (2) 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導生徒数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- (3) 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。
- (4) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

### 3 養護教諭

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- (3) 生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。
- (4) (3)以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。
- (5) 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。  
ただし、(1)又は(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

### 4 事務職員

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。
- (3) 21学級以上の学校に1人増配置する。
- (4) 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- (5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- (6) 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、(1)又は(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

### 5 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

2 弾力的な学級編制による学級増に伴う教職員の配置については、次のとおりとする。

#### 1 県が実施する弾力的な学級編制

- (1) 小学校  
1学級増につき教諭又は講師1人とする。
- (2) 中学校  
1学級増につき教諭又は講師を、上記1 中学校 2(1)の基準により1人又は2人とする。

#### 2 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制

県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

3 併置又は併設型の小中一貫教育推進校及び義務教育学校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記1によらない教職員の配置をすることができるものとする。

# 学務関係提出書類一覧（参考）

項目	区分	条件	提出書類			根拠法令等	
			職員（⇨校長）	校長（⇨地教委）	地教委（⇨教育事務所）		
1 採用	採用前		採用願・調書等（直接、事務所へ）		県費負担教職員の採用について（内申）	地教行法38	
	採用後		（赴任延期届）・履歴書・服務の宣誓書	一般の鑑		服規2、3・技基2	
2 履歴事項の異動	氏名・本籍		履歴事項異動届・戸籍抄本	一般の鑑	履歴事項異動報告書	服規27	
	学歴・免許		履歴事項異動届・卒業証明書・免許状の写し	〃	〃	〃	
	現住所・その他		履歴事項異動届・証明書	〃	〃	〃	
3 職專免	研修等		職專免願（第14号）・必要な証明書	職專免具申書（第16号）		服規15・技基8	
	スクーリング	30日以内	職專免願・受講証明書の写し	〃		〃	
	適法な交渉		職專免願（第15号）	〃		〃	
	承認研修		勤務場所を離れて行う研修承認願・確認簿			平成14年6月21日付け青教義第421号	
4 介護休暇	請求	6月の範囲内	証明書等、領収証（写）	休暇報告書・勤務時間割振り表・介護休暇簿の写し	休暇報告書	勤規14、19	
	延長・途中変更	〃	〃	休暇報告書・介護休暇簿の写し	休暇報告書	〃	
5 介護時間	請求	3年の期間内 1日につき2時間以内	証明書等、領収証（写）	休暇報告書・勤務時間割振り表・介護時間に係る休暇簿の写し	休暇報告書	勤規19	
6 欠勤	介護欠勤	30日（介護休暇に引き続き）	欠勤届・証明書等・領収証（写）・介護休暇簿の写し	職員の欠勤報告・勤務時間割振り表・介護休暇簿の写し	県費負担教職員の欠勤について	給条12	
	その他		欠勤届・証明書等	職員の欠勤報告・勤務時間割振り表等	〃	〃	
7 特別休暇（出産）	取得予定	取得が分かった場合（速やかに休暇報告書を提出できる場合は不要）	証明書等	特別休暇（産前・産後）予定者の報告について（任意様式）	一般の鑑		
	産前	8週間（多胎14週間）	証明書等、領収証（写）	休暇報告書	休暇報告書	勤規12、18・取規7	
	産後	8週間	証明書等、領収証（写）	〃	〃	〃	
8 育児休業等	取得予定	取得が分かった場合（報告（産前・産後休業）により、育児休業等の期間を示すことができる場合は不要）	証明書等	育児休業予定者の報告について（任意様式）	一般の鑑		
	請求（育休）	子が3歳になるまで	育児休業承認請求書・証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育規2	
	請求（育短）	子が小学校就学の始期に達するまで	育児短時間勤務承認請求書・証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育規5	
	請求（部休）	子が小学校就学の始期に達するまで	部分休業承認請求書・証明書	一般の鑑 直接上北教育事務所へ提出		育規8	
	期間延長（育休）	原則として1回	育児休業承認請求書・証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育規3	
	期間延長（育短）		育児短時間勤務承認請求書・証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育規6	
	失効	産前休業、休職・停職	証明書等	休暇報告書等	休暇報告書等	育法5	
	取消	養育状況等の変更（子が死亡、職員の子でなくなった等）	養育状況変更届	職員の出勤について（報告）	職員の出勤について（内申）	育規4	
9 病欠	一般傷病	願い出	180日以内	結核性疾患精密検査証明書、領収証（写）	休暇報告書	休暇報告書	勤規11① 取規3①、7
		期間延長		〃	〃	〃	勤規11① 取規3①、6①、7
		経過報告	30日毎	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	取規4①
		出勤	7日前までに提出	病状報告書・結核性疾患精密検査証明書、領収証（写）	職員の出勤について（副申）	県費負担教職員の出勤について	取規5①
10 休職	精神性疾患	願い出	180日以内	診断書等、領収証（写）	休暇報告書 精神性疾患観察報告書	休暇報告書	勤規11②・取規7・ 服規14①
		期間延長		〃	〃	〃	勤規11②・取規7・ 服規14①
		経過報告	30日毎	経過報告書	経過報告書・ 精神性疾患経過観察報告書	経過報告書・ 精神性疾患経過観察報告書	取規4①・服規14①
		出勤	7日前までに提出	病状報告書・精神性疾患精密検査証明書、領収証（写）	職員の出勤について（副申） 精神性疾患経過観察報告書	県費負担教職員の出勤について	取規5①・服規14②
11 職員	退職	願い出	3年以内	退職願、領収証（写） 一般傷病：精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書	職員の退職について（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書	職員の退職について（内申）	取規3②・服規14①
		期間延長		退職期間延長願、領収証（写） 一般傷病：精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書	職員の退職期間の延長について（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書	職員の退職期間の延長について（内申）	取規3②、6②・ 服規14①
		経過報告	90日毎（心身）	経過報告書	経過報告書 精神性疾患：精神性疾患経過観察報告書	経過報告書 精神性疾患：精神性疾患経過観察報告書	取規4②・服規14②
		〃（結核）		結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	〃
		復職	県教育長に30日前	病状報告書、領収証（写） 一般傷病：精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書	職員の復職について（副申） 精神性疾患：精神性疾患経過観察報告書	職員の復職について（内申）	取規5②・服規14②
12 退職	普通		退職願・履歴書（写）	職員の退職について（具申）	職員の退職について（内申） 履歴書への教育長の奥書証明	服規6	
12 退職	職	勲奨		退職願・履歴書（写） 退職勲奨に関する事情書	職員の退職について（具申）	職員の退職について（内申） 履歴書への教育長の奥書証明	〃
		定年	満62歳の年度末（令和7年度該当なし）		（退職の報告）	退職の報告	定条2
		死亡		死亡診断書（原本） 履歴書（写） 戸籍抄本（原本）	職員の退職について（具申）	職員の退職について（内申） 履歴書への教育長の奥書証明	服規6
		退職手当		退職手当請求書・履歴書（写） 再就職に関する申立書 退職所得に関する申告書	一般の鑑 直接上北教育事務所へ提出		退条

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・県費負担教職員の服務の監督勤務時間等に関する技術的な基準
- ・〇〇市町村立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程案
- ・学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律
- ・地教行法
- ・技基
- ・服規
- ・取規
- ・育法

- ・学校職員の育児休業に関する規則
- ・職員の勤務時間、休日及び休暇（人事委員会規則 13－8）
- ・職員の給与に関する条例
- ・職員の定年等に関する条例
- ・職員の退職手当に関する条例
- ・育規
- ・勤規
- ・給条
- ・定条
- ・退条

注1. 地教委への提出に当たっては、職員より提出された書類の写しを添付すること。また、教育事務所への提出に当たっては、学校長より提出された書類の写しを添付すること。

注2. 育児休業、休職及び退職関係の添付書類は原本を教育事務所に提出すること。（出生届出済証明書等写しを可としている書類を除く。）

注3. 市町村教育委員会により、提出書類に差異の生じることがあること。

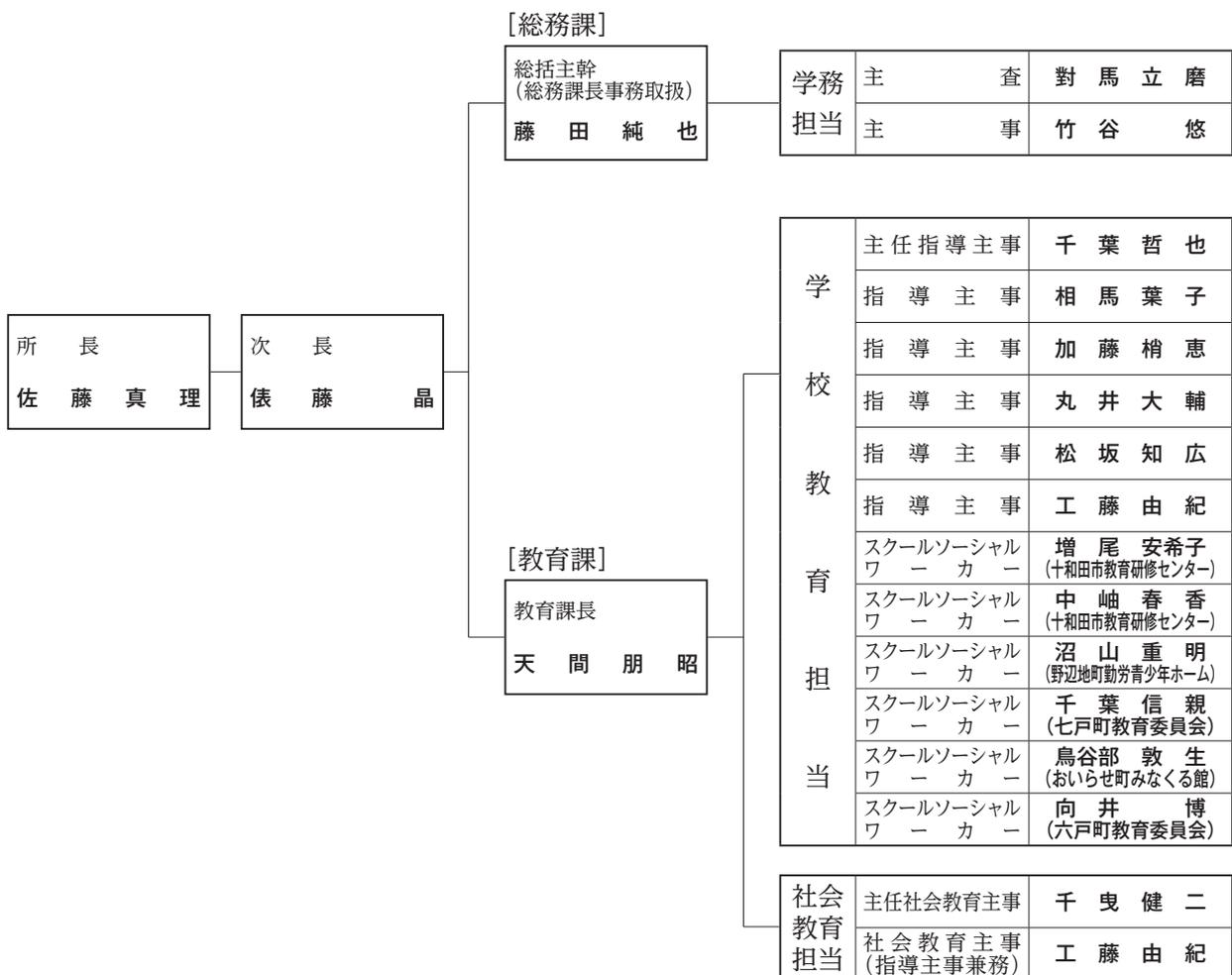
# 資 料

令和7年度 上北教育事務所及び三八教育事務所（庶務担当）機構図	57
令和7年度 上北教育事務所及び三八教育事務所（上北担当）事務分掌	58
令和7年度 教育課等事業等一覧	60
県教育委員会研究指定校・研究協力校	62
令和7年度 学習指導研究会	62
教育研究会県大会等予定	62
管内小学校一覧	63
管内中学校一覧	66
管内義務教育学校一覧	67
管内県立中学校一覧	67
管内市町村等教育委員会一覧	68
管内学校教育主管課・室指導組織一覧	69
令和7年度 管内小・中学校の所在地	72

# 令和7年度 上北教育事務所及び三八教育事務所（庶務担当）機構図

上北教育事務所

所在地 〒039-2593 上北郡七戸町字蛇坂55-1 電話（代表） 0176-62-2128  
 F A X 0176-62-2130  
 所属メールアドレス E-KAMIKITA@pref.aomori.lg.jp



三八教育事務所 [庶務担当（上北）]

所在地 〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7 電話（代表） 0178-27-5111  
 F A X 0178-27-2847  
 所属メールアドレス E-SANPACHI@pref.aomori.lg.jp



# 令和7年度 上北教育事務所及び三八教育事務所（上北担当）事務分掌

## 総務課

職名	氏名	事務分掌
総括主幹 (総務課長事務取扱)	藤田 純也	<input type="checkbox"/> 総務課総括 <input type="checkbox"/> 叙位・叙勲 <input type="checkbox"/> 旅費 <input type="checkbox"/> 所内経理 <input type="checkbox"/> 事業経理 <input type="checkbox"/> 文書管理 <input type="checkbox"/> 公印保管 <input type="checkbox"/> 公用車管理
学務担当	主査 對馬 立磨	<input type="checkbox"/> 教職員人事・サービス <input type="checkbox"/> 地教委との連絡・調整
	主事 竹谷 悠	<input type="checkbox"/> 教職員の昇給・昇格 <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 小・中学校の設置・廃止 <input type="checkbox"/> 調査・統計 <input type="checkbox"/> 公務災害 <input type="checkbox"/> 退職手当 <input type="checkbox"/> 学級編制 <input type="checkbox"/> 所内経理 <input type="checkbox"/> 事業経理 <input type="checkbox"/> 物品 <input type="checkbox"/> 福利厚生

## 教育課

### ■中心となる業務

職名	氏名	担当業務・事務等	担当教科等	学校教育の重点
教育課長	天間 朋昭	<b>■教育課業務の総括</b> <input type="checkbox"/> 教育課業務全般 <input type="checkbox"/> 学校経営 <input type="checkbox"/> 教職員派遣研修	<input type="checkbox"/> 学校教育総括 <input type="checkbox"/> 社会教育総括	<input type="checkbox"/> 総括
学校教育担当	主任指導主事 千葉 哲也	<b>■学校教育全般</b> <input type="checkbox"/> 行事調整 <input type="checkbox"/> 学校訪問 <input type="checkbox"/> 「上北の教育」 <input type="checkbox"/> 指導主事全員協議会 <input type="checkbox"/> 課長・室長会議 <input type="checkbox"/> 教育活動状況調査 <input type="checkbox"/> 教科書 <input type="checkbox"/> 人権教育 <input type="checkbox"/> ユネスコ <input type="checkbox"/> 消費者教育 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> ◇コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（副）	<input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 家庭 <input type="checkbox"/> 技術・家庭	<input type="checkbox"/> 授業の充実 <input type="checkbox"/> 全重点
	指導主事 相馬 葉子	<b>■教育課程、全国学力・学習状況調査</b> <input type="checkbox"/> 教育課程研究集会 <input type="checkbox"/> 教育課程（一般） <input type="checkbox"/> 県総合学校教育センター研修講座 <input type="checkbox"/> 指導要録（一般） <input type="checkbox"/> 高校入試（主） <input type="checkbox"/> 道徳教育（主） <input type="checkbox"/> 国際理解教育 <input type="checkbox"/> ユニセフ <input type="checkbox"/> ◇特別支援教育（副） <input type="checkbox"/> ◇研修履歴オンラインシステム（副）	<input type="checkbox"/> 外国語 <input type="checkbox"/> 外国語活動 <input type="checkbox"/> 道徳（中）	<input type="checkbox"/> 道徳教育 <input type="checkbox"/> 国際化
	指導主事 加藤 梢恵	<b>■特別支援教育</b> <input type="checkbox"/> 特別支援教育巡回相談 <input type="checkbox"/> 教育課程（特別支援） <input type="checkbox"/> 指導要録（特別支援） <input type="checkbox"/> 幼児教育 <input type="checkbox"/> 学校図書館 <input type="checkbox"/> 研修履歴オンラインシステム（主） <input type="checkbox"/> ◇初任者研修（副） <input type="checkbox"/> ◇へき地複式教育（副）	<input type="checkbox"/> 国語 <input type="checkbox"/> 生活 <input type="checkbox"/> 総合的な学習の時間	<input type="checkbox"/> 特別支教育 <input type="checkbox"/> 研修
	指導主事 丸井 大輔	<b>■初任者研修</b> <input type="checkbox"/> 初期層研修 <input type="checkbox"/> へき地複式教育（主） <input type="checkbox"/> 特別活動（主） <input type="checkbox"/> キャリア教育（主） <input type="checkbox"/> ◇道徳教育（副） <input type="checkbox"/> ◇教育課程、全国学力・学習状況調査（副）	<input type="checkbox"/> 算数・数学 <input type="checkbox"/> 道徳（小） <input type="checkbox"/> 特別活動（小）	<input type="checkbox"/> 特別活動 <input type="checkbox"/> キャリア教育



# 令和7年度 教育課等事業等一覧①

月	日	曜日	事業名 (会場 △:午前 ▼:午後 なし:終日)	学校教育	特別支援教育	初任者研修	教育行政	社会教育	対象 ○:悉皆 ※小学校・中学校と表記の場合、義務教育学校は該当する校種の教員を対象	担当
4	1	火	新規採用者辞令交付式・赴任時研修(柏葉館▼)			○			管内市町村教育長 ○拠点校指導教員、初任者研修対象教員	丸井
	2	水	管内学校教育主管課長・室長会議①(教育事務所△)				○		管内教育指導関係課長・室長・GM	千葉
	2	水	学校訪問担当指導主事会議①(教育事務所▼)				○		管内教育指導関係課・室・グループの担当指導主事等	千葉
	7	月	指導主事全員協議会①(十和田市南コミュニティセンター▼)				○		管内教育指導関係課長・室長・GM、指導主事	千葉
	8	火	小・中・義務教育学校校長会議①(青年の家△)	○					○小・中・義務教育学校校長 教育指導関係課長・室長・GM、指導主事	千葉
	9	水	(初)校長等連絡協議会①・拠点校指導教員研修会①(七戸町総合アリーナ▼)			○			○校内指導教員、単独校指導教員 ○拠点校指導教員	丸井
	18	金	生徒指導担当指導主事会議①(教育事務所)				○		管内教育指導関係課・室・グループの担当指導主事等	松坂
22	火	生徒指導主事・生徒指導担当者等研修会(青年の家▼) ※小学校生徒指導担当者研修会を希望制として統合	○					○中学校生徒指導専任教諭及び生徒指導主事1名 小学校は学校の状況に応じて生徒指導担当者1名(希望する学校)	松坂	
24	木	学校訪問担当指導主事会議②(教育事務所・OL△)				○		管内教育指導関係課・室・グループの担当指導主事等	千葉	
5	9	金	特別支援教育巡回相談員連絡協議会(教育事務所▼)		○				特別支援教育巡回相談員	加藤
	12	月	日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会①(県学教セ)	○			○		日本語指導が必要な外国人児童生徒を担当する教員及び指導主事等	相馬
	23	金	社会体育主管課長担当者会議(七戸町総合アリーナ▼)					○	社会体育主管課長及び担当者	千曳
	23	金	社会教育主管課長担当者会議(七戸町総合アリーナ▼)					○	社会教育主管課長及び担当者	千曳
	29	木	(初)拠点校指導教員連絡会①(教育事務所▼)			○			○拠点校指導教員	丸井
6	5	木	(初)示範授業研修[中](三沢二中)			○			○中学校初任者研修対象教員 ○中学校拠点校指導教員	丸井
	6	金	AOMORI小・中学校外国語教育ワークショップ①(OL▼)	○					外国語教育担当教員	相馬
	9	月	放課後児童対策に係る支援員等研修会前期(三沢市国際交流教育センター△)					○	放課後児童対策に係る支援員等 市町村放課後児童対策に係る担当者等	千曳
	10	火	就学事務研究協議会(学セ)		○				特別支援教育担当教員等	加藤
	24	火	複式学級担任者研修会【初期層教員研修】(三八 大久喜小)	○					○複式学級新任者 複式学級担任経験者や希望する教員 初期層教員	丸井
	25	水	安心できる学校づくり研修会(東北町民文化センター▼)	○					○小・中学校ハートフルリーダー等(いじめ防止等の対策の中核を担う教員)1名	松坂
	26	木	(初)示範授業研修[小](岡三沢小学校)			○			○小学校初任者研修対象教員 ○小学校拠点校指導教員	丸井
	26	木	学校安全指導者研修会[生活安全](県学教セ)	○					希望する中学校教員	工藤
	27	金	部活動の在り方に関する研修会(県学教セ)	○			○	○	小学校(部活動設置校)、中学校の管理職もしくは部活動担当教員 市町村教育委員会担当者、部活動指導員等	工藤
	28	土	スポーツ推進委員等上北地区研修会(青年の家▼)					○	スポーツ推進委員、市町村教育委員会社会体育担当者等	工藤
30	月	特別支援教育新担当教員実地研修会(七養) ※小・中合同で一日開催		○				○特別支援学級(知、自、情)を初めて担当する教員及び通級指導教室を始めて担当し、この研修を受けていない教員 ○特別支援学級及び通級指導教室の担当経験3年未満で、この研修を受けていない教員 昨年度、未受講で今年度受講を希望する教員 初期層教員及び通常学級担任で希望する教員	加藤	
7	10	木	AOMORI小・中学校外国語教育ワークショップ②(OL▼)	○					外国語教育担当教員	相馬
	25	金	就学相談・教育相談会(三本木小△)		○				相談担当者は特別支援教育巡回相談員等 ※個人面談方式で実施	千葉
	28	月	地域学校協働活動研修(県教委主催事業)(東北町北総合運動公園総合トレーニングセンター▼)	○				○	○できるだけ1名以上参加 小・中・義務教育学校地域学校協働活動担当教員 市町村教育委員会担当職員	千曳
	29	火	就学相談・教育相談会(若葉小△)		○				相談担当者は特別支援教育巡回相談員等 ※個人面談方式で実施	千葉
	30	水	学校安全管理職資質向上研修会(県学教セ)	○					希望する小・中学校の校長及び教頭 ※新任者の受講が望ましい	工藤
8	1	金	小・中学校臨時講師等研修会(東北町民文化センター▼)	○					○小・中学校臨時講師・養護助教諭(任期付き職員を含む)	松坂
	5	火	(初)一般授業研修I(東北町コミュニティセンター未来館)			○			○初任者研修対象教員	丸井
	22	金	管内学校教育主管課長・室長会議②(教育事務所▼)				○		管内教育指導関係課長・室長・GM	千葉
	27	水	生徒指導担当指導主事会議②(教育事務所)				○		管内教育指導関係課・室・グループの担当指導主事等	松坂
	28	木	(初)校長等連絡協議会②・拠点校指導教員研修会②(七戸町総合アリーナ▼)			○			○校内指導教員、単独校指導教員 ○拠点校指導教員	丸井
通年										

## 令和7年度 教育課等事業等一覧②

月	日	曜日	事業名 (会場 △:午前 ▼:午後 なし:終日)	学校教育	特別支援教育	初任者研修	教育行政	社会教育	対象 ○:悉皆 ※小学校・中学校と表記の場合、義務教育学校は該当する校種の教員を対象	担当
9	3	水	県立高等学校入学者選抜要項説明会(七戸中央公民館▼)	○			○		○中学校教員、指導主事	相馬
	4	木	ACOMORI小・中学校外国語教育ワークショップ③(OL▼)	○					外国語教育担当教員	相馬
	17	水	指導主事全員協議会②(青年の家)				○		管内教育指導関係課長・室長・GM、指導主事	千葉
	25	木	(初)特別活動研修[中]【初期層教員研修】(十和田中)			○			○中学校初任者研修対象教員 ○中学校拠点校指導教員 中学校初期層教員	丸井
	25	木	中学校保健体育担当者研修会(県学教セ)	○					中学校保健体育担当教員 ※複数いる場合は前回参加していない教員*	工藤
	30	火	指導主事全員協議会③(七戸中央公民館)				○		管内教育指導関係課長・室長・GM、指導主事	千葉
10	16	木	学校安全指導者研修会[交通安全](県学教セ)	○					希望する小学校教員	工藤
	20	月	指導主事全員協議会④(青年の家)				○		管内教育指導関係課長・室長・GM、指導主事	千葉
	28	火	AOMORI小・中学校外国語教育ワークショップ④(東北町コミュニティセンター未来館▼)	○					○小学校外国語教育担当教員及び英語専科教員1名 ○中学校英語科担当教員1名	相馬
	29	水	放課後児童対策に係る支援員等研修会後期(七戸町総合アリーナ△)					○	放課後児童対策に係る支援員等 市町村放課後児童対策に係る担当者等	千曳
	29	水	学校図書館シンポジウム(県学教セ)	○					※現在未確定	加藤
11	4	火	日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会②(県学教セ)	○			○		日本語指導が必要な外国人児童生徒を担当する教員及び指導主事等	相馬
	5	水	学校と地域・企業等をつなぐキャリア教育研修会(大深内中)	○				○	企業、NPO、各種団体、地域住民(PTA含む)、地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター等) 市町村教育委員会、教職員等	千曳
	6	木	教育課程担当指導主事会議(教育事務所▼)				○		管内教育指導関係課・室・グループの担当指導主事等	相馬
	12	水	指導主事全員協議会⑤・管内教育長説明会(青年の家▼)				○		管内市町村教育長 管内教育指導関係課長・室長・GM、指導主事	千葉
	14	金	小・中学校道徳教育研究協議会(上北中)	○					○中学校道徳科担当教員1名 小学校は希望する教員	相馬
	18	火	(初)拠点校指導教員連絡会②(教育事務所▼)			○			○拠点校指導教員	丸井
	20	木	(初)特別活動研修[小]【初期層教員研修】(十和田南小)			○			○小学校初任者研修対象教員 ○小学校拠点校指導教員 小学校初期層教員	丸井
21	金	学校訪問担当指導主事会議③(教育事務所▼)				○		管内教育指導関係課・室・グループの担当指導主事等	千葉	
12	1	月	小・中・義務教育学校校長会議②(青年の家▼)	○					○小・中・義務教育学校校長 管内教育指導関係課長・室長・GM、指導主事	千葉
	18	木	行事調整会議(教育事務所▼)				○		管内教育関係機関・団体等の担当者 管内教育指導関係課・室・グループの担当者	千葉
	25	木	冬季学校体育実技[スケート]講習会【初期層教員研修】(FLAT八戸)	○					県内全域の教員 初期層教員	工藤
1	6	火	冬季学校体育実技(スキー)講習会【初期層教員研修】(七戸町営スキー場)	○					上北・三八管内の教員 初期層教員	工藤
	8	木	(初)一般授業研修Ⅱ(東北町コミュニティセンター未来館)			○			○初任者研修対象教員	丸井
	14	水	(初)拠点校指導教員連絡会③(教育事務所▼)			○			○拠点校指導教員	丸井
	16	金	指導主事全員協議会⑥(青年の家)				○		管内教育指導関係課長・室長・GM、指導主事	千葉
	23	金	生徒指導担当指導主事会議③(教育事務所)				○		管内教育指導関係課・室・グループの担当指導主事等	松坂
	23	金	道徳教育パワーアップ協議会(OL)	○					○小・中学校の校長・教頭・道徳教育推進教師のいずれか1名 管内教育指導関係課・室・グループの担当指導主事等	相馬
2	29	木	(初)校長等連絡協議会③・拠点校指導教員研修会③(OL▼)			○			○校内指導教員、単独校指導教員 ○拠点校指導教員	丸井
	6	金	管内学校教育主管課長・室長会議③(教育事務所▼)				○		管内教育指導関係課長・室長・GM	千葉
	13	金	特別支援教育巡回相談員研究協議会(教育事務所▼)		○				特別支援教育巡回相談員	加藤
	19	木	(初)まとめ研修(七戸町総合アリーナ)			○			○初任者研修対象教員 ○拠点校指導教員	丸井
3	26	木	(初)拠点校指導教員連絡会④(教育事務所▼)			○			○拠点校指導教員	丸井
	3	火	(初)拠点校指導教員連絡会⑤(教育事務所▼)			○			○拠点校指導教員	丸井
			(初)次年度拠点校指導教員説明会(教育事務所▼)			○			○拠点校指導教員	丸井
		(初)次年度実施校事前説明会(七戸町総合アリーナ△)			○			○新規採用者配置校の校長及び教務主任等	丸井	
通年										

## 県教育委員会研究指定校・研究協力校

担当課	学校名	研究指定の名称等	年度
学校教育課	東北町立 上北中学校 上北小学校	よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の 推進事業（文部科学省研究指定事業） 研究指定校	R 7
スポーツ健康課	野辺地町立 野辺地中学校	健康教育実践研究支援事業 健康教育実践研究校	R 7～R 8
	野辺地町立 野辺地小学校	交通安全プロモーション事業 交通安全に取り組む推進地区（小学校）	R 7～R 8

## 令和7年度 学習指導研究会

校種 地区	小 学 校			中 学 校		
	学校名	教 科	月/日	学校名	教 科	月/日
十和田市	三 本 木	算数	10/7(火)	甲 東	国語、社会、英語、道徳	10/2(木)
	西	理科、生活科		第 一	数学、理科	
【東部】 ・三沢市 ・六戸町	上 久 保	算数、自立活動	10/8(水)	第 一	国語、社会、数学、理科、 英語	
【中部】 ・七戸町 ・東北町	東 北 甲 地	国語 特別活動	10/9(木)	東 北	国語、社会、数学、理科、 英語	
【北部】 ・野辺地町 ・横浜町 ・六ヶ所村	横 浜	算数	10/10(金)	横 浜	数学、英語	
	千 歳 平	国語		六ヶ所一	国語、社会、理科	

## 教育研究会県大会等予定

団体	年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小 教 研 等				
中 教 研 等				数学
特 別 支 援			青森県言語障がい児 教育研究大会上北大会	
そ の 他 (上北管内開催の大会のみ)				

# 管内小学校一覽

## 管内小学校 37校

\*学級数・児童数はR7.3.3現在

学校 番号	学 校 名	〒番号 電話番号 メールアドレス	所在地 F A X 番号	校長氏名	教頭氏名	学級数(特)
						児童数 へき地・複式
101	三 本 木	034-0031 T.0176-23-7178 kyoi-0101@city-towada-school.jp	十和田市東三番町36-1 F.0176-24-2297	原 田 克 人	須 郷 英 明	24(7) 483
102	北 園	034-0091 T.0176-23-4361 kyoi-0201@city-towada-school.jp	十和田市西十一番町50-18 F.0176-23-4362	江 渡 俊 晴	山 形 貴 雄	21(5) 428
103	十和田南	034-0087 T.0176-23-2285 kyoi-0301@city-towada-school.jp	十和田市西十五番町3-1 F.0176-23-7664	野 坂 佳 孝	手代森 正 輝	21(4) 455
104	十和田東	034-0005 T.0176-23-2453 kyoi-0401@city-towada-school.jp	十和田市一本木沢一丁目1-1 F.0176-21-1252	馬 淵 環	對 馬 拓 也	17(5) 371
105	十和田西	034-0001 T.0176-23-2252 kyoi-0501@city-towada-school.jp	十和田市三本木字西金崎6-2 F.0176-23-2832	小 林 忠 輝	成 田 浩 一	8(2) 90
106	藤 坂	034-0041 T.0176-23-2222 kyoi-0801@city-towada-school.jp	十和田市相坂字小林355-1 F.0176-23-2473	坂 本 久美子	三 沢 正 幸	9(3) 141
107	ち と せ	034-0002 T.0176-23-2942 kyoi-1301@city-towada-school.jp	十和田市元町西六丁目2-1 F.0176-23-3793	一 戸 稔 彦	中 尾 周	17(5) 322
108	深 持	034-0106 T.0176-26-2004 kyoi-1201@city-towada-school.jp	十和田市深持字林12-3 F.0176-20-6116	工 藤 尚 樹	木 津 淳 一	4(1) 18 複
109	四 和	034-0212 T.0176-28-2260 kyoi-2705@city-towada-school.jp	十和田市米田字高谷140 F.0176-20-8022	竹ヶ原 英 樹	舘 山 智 博	5(2) 33 特・複
110	大 深 内	034-0107 T.0176-27-5646 kyoi-2506@city-towada-school.jp	十和田市洞内字千刈田24-6 F.0176-27-2152	林 亨	田 中 雅 和	7(1) 71
111	沢 田	034-0302 T.0176-73-2014 kyoi-1801@city-towada-school.jp	十和田市沢田字田屋29 F.0176-70-2020	伊 藤 鉄 正	二ッ森 由 美	5(1) 42 複
112	法 奥	034-0301 T.0176-72-2002 kyoi-1901@city-towada-school.jp	十和田市奥瀬字下川目102-2 F.0176-70-3033	中 野 正 寛	野 里 宗 男	6(2) 44 複
113	十和田湖	018-5501 T.0176-75-2053 kyoi-2101@city-towada-school.jp	十和田市奥瀬字十和田湖畔字樽部420 F.0176-75-2372	毛 利 直 樹	佐 藤 智 子	2 5 3級・複
114	古 間 木	033-0051 T.0176-53-3901 msw_sc.furumagi@misawaedu.net	三沢市古間木一丁目152-139 F.0176-53-4067	松 坂 進	津 田 由紀子	8(2) 112

学校 番号	学 校 名	〒番号 電話番号 メールアドレス	所在地 F A X 番号	校長氏名	教頭氏名	学級数(特)
						児童数 へき地・複式
115	上 久 保	033-0041 T.0176-53-3903 msw_sc.kamikubo@misawaedu.net	三沢市大町一丁目3-9 F.0176-53-3954	石 山 宏 一	木津谷 貴 範	14(3) 275
116	木 崎 野	033-0034 T.0176-53-8688 msw_sc.kizakino@misawaedu.net	三沢市東町四丁目2 F.0176-53-8689	中 野 良 喜	中 村 弘 美	21(4) 468
117	岡 三 沢	033-0021 T.0176-53-3902 msw_sc.okamisawa@misawaedu.net	三沢市岡三沢三丁目1-1 F.0176-53-3972	村 上 輝 仁	藤 田 宣 行	22(4) 492
118	三 沢	033-0022 T.0176-54-2502 msw_sc.misawa@misawaedu.net	三沢市三沢字園沢93-2 F.0176-50-7038	藤 谷 悟	栩 内 康 子	19(6) 386
119	お お ぞ ら	033-0022 T.0176-50-8020 msw_sc.oozora@misawaedu.net	三沢市三沢字庭構1084-33 F.0176-50-8036	香 賀 裕 文	竹 本 陽 子	8(2) 88 1級
120	野 辺 地	039-3118 T.0175-64-2271 nosho@sc-noheji.jp	野辺地町字寺ノ沢42-4 F.0175-64-1600	坂 本 和 康	木 下 鉄 也	11(3) 196
121	若 葉	039-3111 T.0175-64-0817 wakasho@sc-noheji.jp	野辺地町字石神裏16 F.0175-64-1880	佐 藤 聡	工 藤 博 幸	9(3) 195
122	七 戸	039-2526 T.0176-62-2602 shichisho@edu-shichinohe.jp	七戸町字上町野130 F.0176-62-6719	熊 谷 純	小 向 公 一	12(6) 195
123	城 南	039-2516 T.0176-62-2910 jonansho@edu-shichinohe.jp	七戸町字館野32-58 F.0176-62-2203	中 村 月 美	島 田 博 士	8(2) 88
124	天 間 林	039-2827 T.0176-68-2029 tensho@edu-shichinohe.jp	七戸町字森ノ上180-1 F.0176-68-2821	新 谷 勝 一	齋 藤 佳 江	12(4) 216
125	百 石	039-2217 T.0178-52-2458 momoishi-ems@educet04.plala.or.jp	おいらせ町牛込平20-1 F.0178-52-8716	松 山 勉	田 中 倫 代	17(5) 292
126	甲 洋	039-2203 T.0178-52-3464 koyo-ems@educet04.plala.or.jp	おいらせ町一川目四丁目6-10 F.0178-52-8717	鹿 原 秀 章	金 澤 央 広	9(3) 108
127	下 田	039-2163 T.0178-56-2250 shimoda-ems@educet04.plala.or.jp	おいらせ町館越38-1 F.0178-56-3595	伊 東 明 子	高 橋 敦 哉	9(3) 92
128	木 内 々	039-2128 T.0178-56-3562 kinainai-ems@educet04.plala.or.jp	おいらせ町染屋101-7 F.0178-50-6405	中 野 睦 子	立 崎 智 康	10(2) 222
129	木 ノ 下	039-2189 T.0176-57-0222 kinoshita-ems@educet04.plala.or.jp	おいらせ町青葉六丁目50-184 F.0176-51-8325	木 村 典 克	梅 田 琢 磨	27(6) 661
130	横 浜	039-4135 T.0175-73-7337 yokohama_sho@town.yokohama.lg.jp	横浜町字林ノ後32-1 F.0175-73-7338	山 本 治	高 屋 智 寛	9(3) 128

学校 番号	学 校 名	〒番号 電話番号 メールアドレス	所在地 F A X 番号	校長氏名	教頭氏名	学級数(特)
						児童数 へき地・複式
131	上 北	039-2401 東北町大字上野字堤向22-1 T.0176-56-2048 F.0176-56-2077 kamikita-es@town.tohoku.lg.jp		蛭 名 健 一	佐 藤 忍	17(3)
						378
132	甲 地	039-2634 東北町字往来ノ下50 T.0175-62-2011 F.0175-62-2200 kacchi-es@town.tohoku.lg.jp		熊 澤 尚 彦	三 浦 亜希子	7(2)
						55
						1級・複
133	東 北	039-2654 東北町字塔ノ沢山1-484 T.0175-63-2618 F.0175-63-3380 ttohoku-es@town.tohoku.lg.jp		江 渡 富貴子	常 田 幸 宣	12(5)
						234
134	泊	039-4301 六ヶ所村泊字川原75-17 T.0175-77-3014 F.0175-77-3391 rks99037@rokkasho-ed.jp		二ツ森 孝 史	野 坂 敦	8(2)
						81
						2級
135	尾 駁	039-3212 六ヶ所村尾駁字野附1304 T.0175-72-2016 F.0175-72-3621 rks99038@rokkasho-ed.jp		矢 崎 美香子	中 村 大 介	10(3)
						158
						1級
136	千 歳 平	039-3215 六ヶ所村倉内字笹崎396 T.0175-74-2161 F.0175-74-2071 rks99044@rokkasho-ed.jp		尾 崎 修 一	大 関 弘 則	8(2)
						57
						1級・複
137	六ヶ所南	039-3215 六ヶ所村倉内字湯沢12-8 T.0175-73-8835 F.0175-75-2662 rks99039@rokkasho-ed.jp		木 村 智	田面木 昭 憲	8(2)
						70
						1級

# 管内中学校一覽

## 管内中学校 26校

\*学級数・生徒数はR7.3.3現在

学校 番号	学 校 名	〒番号 電話番号 メールアドレス	所在地 F A X 番号	校長氏名	教頭氏名	学級数(特) 生徒数 へき地・複式
201	三 本 木	034-0081 T.0176-23-3595 kyoi-2201@city-towada-school.jp	十和田市西十三番町5-24 F.0176-23-3596	中 野 寿 彦	安 田 泰 輔	17(5) 393
202	十 和 田	034-0035 T.0176-23-3727 kyoi-2301@city-towada-school.jp	十和田市東十六番町27-1 F.0176-23-2317	佐々木 隆 一	泉 順	11(3) 230
203	切 田	034-0061 T.0176-23-2583 kyoi-2401@city-towada-school.jp	十和田市切田字平林387 F.0176-23-2682	鈴 木 峰 史	佐久間 宗 徳	2 17 複
204	大 深 内	034-0107 T.0176-27-2801 kyoi-2501@city-towada-school.jp	十和田市洞内字千刈田24-6 F.0176-27-2152	林 亨	佐々木 孝 典	4(1) 25
205	甲 東	034-0106 T.0176-23-2907 kyoi-2601@city-towada-school.jp	十和田市深持字南平330 F.0176-23-2258	長 末 道 夫	大 竹 旭	12(4) 205
206	四 和	034-0212 T.0176-28-2230 kyoi-2701@city-towada-school.jp	十和田市米田字高谷140 F.0176-20-8022	竹ヶ原 英 樹	野 月 義 之	5(2) 24 特
207	十 和 田 東	034-0015 T.0176-22-4488 kyoi-2801@city-towada-school.jp	十和田市東二十二番町29-1 F.0176-22-4573	泉 毅 知	佐々木 敦 彦	14(5) 277
208	十和田第一	034-0302 T.0176-58-0605 kyoi-2901@city-towada-school.jp	十和田市沢田字下洗53-3 F.0176-73-2126	向中野 純 子	松 尾 和 明	4(1) 44
209	十 和 田 湖	018-5501 T.0176-75-2350 kyoi-3001@city-towada-school.jp	十和田市奥瀬字十和田湖畔字樽部420 F.0176-75-2372	毛 利 直 樹	月 足 正 亮	1 2 3級・複
210	三 沢 第 一	033-0037 T.0176-53-3904 msw_sc.dai1@misawaedu.net	三沢市松園町二丁目1-34 F.0176-53-3941	木 村 友 昭	澤 井 淳 也	12(3) 253
211	三 沢 第 二	033-0022 T.0176-54-2702 msw_sc.dai2@misawaedu.net	三沢市三沢字園沢97-2 F.0176-54-2341	藤 森 裕 之	山 田 達	9(2) 194
212	三 沢 第 三	033-0022 T.0176-59-3333 msw_sc.dai3@misawaedu.net	三沢市三沢字庭構1084-33 F.0176-59-3334	五十嵐 康 彦	船 水 純 子	4(1) 41 1級
213	三 沢 第 五	033-0044 T.0176-53-2402 msw_sc.dai5@misawaedu.net	三沢市字古間木山141-111 F.0176-53-2903	豊 川 るみ子	片 岡 哉	7(2) 131
214	堀 口	033-0022 T.0176-52-4080 msw_sc.horiguchi@misawaedu.net	三沢市三沢字堀口94-143 F.0176-52-4081	藤 田 文 明	長 利 真 至	14(2) 342
215	野 辺 地	039-3101 T.0175-64-2225 nochu@sc-noheji.jp	野辺地町字浜掛11-5 F.0175-64-1900	桐 原 賢 哉	菅 岡 太 郎	11(3) 243
216	七 戸	039-2567 T.0176-62-3220 shichichu@edu-shichinohe.jp	七戸町字鶴児平191 F.0176-62-3803	小笠原 聡	金 澤 希代子	10(4) 166

学校 番号	学 校 名	〒番号 電話番号 メールアドレス	所在地 F A X 番号	校長氏名	教頭氏名	学級数(特)
						生徒数 へき地・複式
217	天 間 林	039-2827 T.0176-58-7775 tenchu@edu-shichinohe.jp	七戸町字森ノ上16-4 F.0176-58-7716	栩 内 一 将	附 田 典 雄	6(2) 129
218	百 石	039-2231 T.0178-52-2454 momoishi-jhs@educet04.plala.or.jp	おいらせ町東下谷地116 F.0178-52-8819	中 村 光 博	上 野 肇	9(2) 178
219	下 田	039-2135 T.0178-56-2640 shimoda-jhs@educet04.plala.or.jp	おいらせ町立蛇114-3 F.0178-56-4323	今 泉 勝 徳	堤 俊 史	8(2) 182
220	木 ノ 下	039-2185 T.0178-56-2245 kinoshita-jhs@educet04.plala.or.jp	おいらせ町上久保22-2 F.0178-56-4222	直 町 成 二	谷 村 史 夫	14(3) 324
221	横 浜	039-4142 T.0175-76-1610 yokohama_chu@town.yokohama.lg.jp	横浜町字上イタヤノ木91-17 F.0175-78-3393	小比類巻 英夫	相 内 光	5(2) 85
222	上 北	039-2405 T.0176-56-2101 kamikita-jh@town.tohoku.lg.jp	東北町上北南四丁目32-1 F.0176-58-1003	立 崎 賢 一	野 呂 泰 弘	8(2) 171
223	東 北	039-2654 T.0175-63-2620 tohoku-jh@town.tohoku.lg.jp	東北町字塔ノ沢山1-11 F.0175-63-3390	小 沼 尚	太 田 健	9(3) 181
224	泊	039-4301 T.0175-77-2033 rks99045@rokkasho-ed.jp	六ヶ所村泊字川原75-17 F.0175-77-2936	二ツ森 孝 史	上 野 道	5(2) 50 2級
225	六ヶ所第一	039-3212 T.0175-72-2040 rks99046@rokkasho-ed.jp	六ヶ所村尾駁字野附1054 F.0175-72-3648	藤 川 俊 彦	岩 田 誠	5(2) 82 1級
226	六ヶ所第二	039-3215 T.0175-75-3141 rks99047@rokkasho-ed.jp	六ヶ所村倉内字湯沢112-1 F.0175-75-3143	谷 口 実	井 関 結 香	5(2) 70 1級

## 管内義務教育学校一覧

### 義務教育学校 1校

\*学級数・生徒数はR7.3.3現在

学校 番号	学 校 名	〒番号 電話番号 メールアドレス	所在地 F A X 番号	校長氏名	教頭氏名	課 程
						学級数(特) 児童生徒数
前期 課程 301	六 戸 学 園	039-2371 T.0176-55-4666 rokugaku@town.rokunohe.aomori.jp	六戸町大字犬落瀬字坪毛沢25-163 F.0176-55-4660	二ツ森 牧 彦	二本柳 賢 正 荒 井 幸 子 浪 岡 貞 治	前期課程 31(13) 565
後期 課程 302						後期課程 12(3) 276

## 管内県立中学校一覧

### 県立中学校 1校

\*学級数・生徒数はR7.3.3現在

学校 番号	学 校 名	〒番号 電話番号 メールアドレス	所在地 F A X 番号	校長氏名	教頭氏名	学級数 生徒数 へき地
401	三 本 木 高 等 学 校 附 属	034-0085 T.0176-24-1184 ed-sanbongi-j@pref.aomori.lg.jp	十和田市西五番町7-1 F.0176-24-0919	小 倉 民 生	田 中 明 希 子	6 208

## 管内市町村等教育委員会一覧

番号	市町村等名	〒番号 電話番号 メールアドレス	所在地 F A X 番号	教育長氏名
1	十和田市	034-8615	十和田市西十二番町6-1	丸井英子
		T. 0176-58-0183	F. 0176-24-3953	
		教育総務課	kyoikusomu@city.towada.lg.jp	
		指導課	shido@city.towada.lg.jp	
		教育研修センター	center@city-towada-school.jp	
		スポーツ・生涯学習課	spogak@city.towada.lg.jp	
2	三沢市	033-8666	三沢市桜町一丁目1-38	山内康之
		T. 0176-53-5111	F. 0176-52-3963	
		教育総務課	msw_kyouiku@misawashi.aomori.jp	
		学務課	msw_gakumu@misawashi.aomori.jp	
		学校教育課	msw_gakkou@misawashi.aomori.jp	
		生涯学習課	msw_shougai@misawashi.aomori.jp	
		学校給食センター	msw_kyushoku@misawashi.aomori.jp	
3	野辺地町	039-3131	野辺地町字野辺地1-15	小野淳美
		T. 0175-64-2119	F. 0175-64-8083	
		学校教育課	kyouiku@town.noheji.lg.jp	
		社会教育・スポーツ課	kyouiku@town.noheji.lg.jp	
4	七戸町	039-2592	七戸町字七戸31-2	附田道大
		T. 0176-62-9701	F. 0176-62-6256	
		学務課	gakumu01@town.shichinohe.lg.jp	
		生涯学習課	gakushu01@town.shichinohe.lg.jp	
		スポーツ振興課	suposhin01@town.shichinohe.lg.jp	
		国民スポーツ大会推進室	2026kokusupo01@town.shichinohe.lg.jp	
5	おいらせ町	039-2289	おいらせ町上明堂60-6	松林義一
		T. 0178-56-4258	F. 0178-56-4268	
		学務課	gakumu@town.oirase.lg.jp	
		社会教育・体育課	shakai@town.oirase.lg.jp	
6	六戸町	039-2371	六戸町大字犬落瀬字前谷地61(旧町立図書館内)	瀧口孝之
		T. 0176-55-4587	F. 0176-55-5405	
		教育課	gakumu@town.rokunohe.lg.jp	
		教育課学校教育指導室	shido@town.rokunohe.lg.jp	
7	横浜町	039-4141	横浜町字三保野57-8	小原広基
		T. 0175-78-6622	F. 0175-78-6112	
		教育課	yokohama-edu@town.yokohama.lg.jp	
8	東北町	039-2696	東北町字塔ノ沢山1-94	長尾誠治
		T. 0176-56-4818	F. 0175-63-3399	
		学務課	gakumu@town.tohoku.lg.jp	
		社会教育スポーツ課	shakyou@town.tohoku.lg.jp	
9	六ヶ所村	039-3212	六ヶ所村尾駁字野附475	奈良岡臣哉
		T. 0175-72-2111	F. 0175-72-2243	
		学務課 総務・教育行政G	rks99030@rokkasho.jp	
		指導G	rks99085@rokkasho.jp	
		社会教育課	rks99031@rokkasho.jp	
10	中部上北広域事業組合教育委員会	039-2571	七戸町字蛇坂55-8	附田道大
		T. 0176-62-5156	F. 0176-62-6940	
		教育指導室	chubu_06@bz04.plala.or.jp	
		教育研修センター	chubu_06@bz04.plala.or.jp	
		教育相談室	chubu_07@bz04.plala.or.jp	
		学校給食センター	kyushoku1@chuubu-kamikyo.jp	

# 管内学校教育主管課・室指導組織一覽

## 1 十和田市教育委員会指導課

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業 務 内 容	備 考
課長 江渡 勇		学校経営の充実 教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導課の所管に関する事務、業務の総括</li> <li>学校経営、教育課程に関する事務、業務の総括</li> <li>予算の編成及び執行</li> <li>外部関係団体との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研修センター所長</li> </ul>
課長補佐 山田 勇一	国語 特別活動	授業の充実 特別活動の充実 キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程届出書及び実施報告書に関する事務（小学校）</li> <li>学校訪問に関する事務</li> <li>学校行事及び学校休業に関する事務</li> <li>学校教育についての調査に関する事務</li> <li>学力向上に関する事務（総合学力調査、全国学力・学習状況調査）</li> <li>教師用指導書に関する事務</li> <li>「夢への挑戦」講演会に関する事務</li> <li>キャリア教育に関する事務</li> <li>学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に関する事務</li> <li>アシスタント・ティーチャーに関する事務</li> <li>図書館に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研修センター所長補佐</li> <li>講師等研修講座</li> <li>学習指導研究会</li> </ul>
指導主事 見友 信子	理科 生活科 道徳科	道徳教育の充実 体育・健康教育の充実 研修の充実 幼保小中連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育及び学校保健に関する事務</li> <li>学校保健統計に関する事務</li> <li>学校保健会に関する事務</li> <li>校内研修に関する事務</li> <li>初任者研修・中堅教諭等資質向上研修に関する事務（義読教諭・栄養教諭・学校栄養職員も含む）</li> <li>「とわだ未来プロジェクト」キャリア教育推進事業に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究主任研修講座</li> <li>幼保小連携教育研究会①②</li> <li>校内研修（完）活性化研修会</li> </ul>
指導主事 工藤 正也	数学 技術 家庭 ICT（主）	生徒指導の充実 情報化に対応する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程届出書及び実施報告書に関する事務（中学校）</li> <li>生徒指導及び安全指導に関する事務</li> <li>生徒指導関係機関との連絡調整</li> <li>児童生徒の事故報告に関する事務</li> <li>いじめ防止対策推進事業に関する事務</li> <li>十和田市教育奨励賞に関する事務</li> <li>高校入試に関する事務</li> <li>ICT支援員に関する事務</li> <li>情報教育に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報教育担当者等研修会</li> <li>ICT活用実践研修講座①②</li> </ul>
指導主事 力石 健	社会 図工 美術 ICT（副）	教育相談 環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研修センター事業全般に関する事務</li> <li>標準学力検査に関する事務（CRT結果集約）</li> <li>教育相談に関する事務</li> <li>環境教育に関する事務</li> <li>社会科副読本の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研修センター主担当</li> <li>研究員事業</li> <li>教育相談研修講座</li> <li>教育実践発表会</li> </ul>
指導主事 内山 浩晃	外国語 外国語活動 音楽 体育 保健体育	国際化に対応する教育の推進 防災教育の充実 学校体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際化に対応する教育及び国際交流に関する事務</li> <li>イングリッシュ・デイ、ALT・ESTに関する事務</li> <li>実用英語技能検定助成事業に関する事務</li> <li>特認校に関する事務</li> <li>学校教育振興会に関する事務</li> <li>新聞活用教育事業に関する事務</li> <li>学校部活動に関すること、部活動地域連携実行委員会に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ALT・EST担当者研修講座</li> <li>外国語教育研修会</li> <li>研究協力校連絡協議会①②</li> <li>学習指導研究会</li> </ul>
指導主事 吉田 嘉孝	算数 総合的な学習の時間	特別支援教育の充実 複式教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援委員会及び特別支援教育振興会に関する事務</li> <li>特別支援教育の教育相談に関する事務</li> <li>特別支援学級の教育課程届出書及び実施報告書に関する事務</li> <li>特別支援教育専門指導員に関する事務</li> <li>複式教育に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障がい児等支援研修講座</li> </ul>

## 2 三沢市教育委員会学校教育課

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業 務 内 容	備 考
課長 佐伯 仁		授業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>課事業の総括</li> <li>議会対応</li> <li>教育委員会対応</li> <li>校長会、教頭会対応</li> <li>中央研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育振興会事務局長</li> <li>東部研事務局長</li> <li>特別支援教育振興会事務局長</li> <li>豊かな心生徒指導事務局長</li> <li>学校保健会事務局長</li> </ul>
課長補佐 高橋 誠	算数・数学 技術・家庭	道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>課内業務調整管理、課内会議運営</li> <li>議会対応</li> <li>学校訪問（計画、要請）関係</li> <li>指導主事研修関係（管内・市町村・県）</li> <li>行事調整関係</li> <li>全国学力・学習状況調査関係</li> <li>共に授業を語る会</li> <li>校長会、教頭会対応</li> <li>ふるさとMISAWA創造事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育振興会事務局</li> <li>東部研事務局</li> <li>学校運営協議会事務局</li> </ul>
課長補佐 中野渡 聡	理科 総合的な学習の時間 生活	総合的な学習の時間の充実 情報化に対応する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>中堅教諭等資質向上研修関係</li> <li>安全、防災教育関係（事故報告含む）</li> <li>情報教育（ICT、視聴覚、プログラミング含む）</li> <li>校務支援システム、ICT整備</li> <li>千葉大学中学生派遣事業</li> <li>わくわくゼミナール</li> <li>危機管理対策チーム（総括）</li> <li>いじめ防止対策審議会</li> <li>学校教育指導の方針と重点編集</li> <li>部活動地域展開関係（副）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>やってみよう！タブレット型端末活用講座</li> <li>授業づくりブラッシュアップ講座</li> </ul>

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業 務 内 容	備 考
指導主事 近松 慎司	特別支援教育 特別活動	特別支援教育の充実 特別活動の充実 幼稚園教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育、教育支援委員会関係</li> <li>特別の教育課程届出関係</li> <li>小・中通級指導教室関係</li> <li>指導要録関係（特別支援）</li> <li>教育相談センター、適応指導教室、SSW関係</li> <li>危機管理対策チーム（特別支援、福祉）</li> <li>要保護児童対策（特別支援、福祉）</li> <li>医療的ケア関係</li> <li>幼児教育関係（幼・保・認・小かけ橋事業）</li> <li>新聞を活用した授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育振興会関係</li> <li>特別支援教育スキルアップ講座</li> </ul>
指導主事 秋田久美子	英語活動・外国語(活動) 体育・保健体育 道徳科(小学校)	体育・健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>日米交流、AET、ALT派遣関係</li> <li>イングリッシュデイ関係</li> <li>国際理解教育関係（小学校）</li> <li>英語推進委員会</li> <li>市健康教育研究発表事業関係</li> <li>眠育、食育、健康課題克服関係</li> <li>小学校日本語教育</li> <li>へき地教育関係</li> <li>善行表彰関係</li> <li>小中連携関係</li> <li>幼・保・認・小かけ橋事業（副）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育振興会体育部会事務局</li> <li>三沢市学校保健会関係</li> <li>みんなで考える英語授業講座</li> </ul>
指導主事 杉本亜希子	英語 音楽	国際化に対応する教育の推進 環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語推進委員会</li> <li>英語検定関係</li> <li>イングリッシュキャンプ関係</li> <li>ALT派遣関係</li> <li>国際交流、国際化に対応する教育関係</li> <li>ボランティア活動</li> <li>高校入試関係（中高連携）</li> <li>一般の教育課程届出関係（中学校）</li> <li>教育バス調整会議関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育振興会音楽部会事務局</li> <li>東部地区英語スピーチコンテスト事務局</li> <li>小中英語科研修会</li> </ul>
指導主事 大平 慎悟	国語 図工・美術	キャリア教育の充実 研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任者研修</li> <li>学力診断検査関係</li> <li>教育課程届出書説明会</li> <li>指導要録関係（一般）</li> <li>一般の教育課程届出関係（小学校）</li> <li>研修部運営サポート事業</li> <li>読書教育、読み聞かせ、読書の推進「ミラクル9」</li> <li>学校図書館</li> <li>キャリア教育支援事業</li> <li>小学校社会科副読本関係（副）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゆめ実現推進事業事務局</li> <li>教育振興会体育部会事務局（副）</li> <li>校内研修いきいきリーダー講座</li> </ul>
指導主事 山本 隼人	社会 道徳科(中学校)	生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導関係（事故報告含む）</li> <li>危機管理対策チーム（生徒指導、不登校、虐待、ケース会議）</li> <li>非行、いじめ、不登校、虐待報告関係</li> <li>要保護児童対策（生徒指導）</li> <li>心の教室相談員関係</li> <li>スクールカウンセラー活用事業</li> <li>統計教育</li> <li>部活動指導員関係、部活動地域展開関係</li> <li>人権、法律、金融、消費者教育関係</li> <li>小学校社会科副読本関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな心生徒指導研究推進協議会事務局</li> <li>縄文バスター</li> </ul>

### 3 野辺地町教育委員会学校教育課指導室

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業 務 内 容	備 考
室 長 濱田健太郎	全教科 (保健体育) (理科) (生活) (音楽) (特別活動) (総合的な学習の時間)	全領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営関係及び学校教育施策に関すること</li> <li>学校訪問関係</li> <li>研修全般、生徒指導、危機管理</li> <li>(非行、いじめ、不登校、虐待、要保護児童対策)</li> <li>行事調整関係</li> <li>学力向上に関すること</li> <li>教育課程、指導要録に関する事務</li> <li>初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、中央研修</li> <li>キャリア教育、高校入試、幼保小連携関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談室、SC、SSW</li> <li>教育支援委員会、医ケア</li> <li>北部上北関連研修会</li> <li>町教育振興会</li> <li>学校運営協議会</li> <li>定例町校長会、教頭会、教育委員会、議会</li> </ul>

### 4 おいらせ町教育委員会学務課指導室

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業 務 内 容	備 考
室 長 佐藤 豊	算数・数学 理科 技術・家庭 道徳	学校経営全般 道徳教育の充実 生徒指導の充実 研修の充実 小・中連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導総括</li> <li>学校訪問</li> <li>生徒指導（主）</li> <li>研修全般</li> <li>危機管理</li> <li>行事調整関係</li> <li>小・中連携関係</li> <li>中央研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修主任研修会</li> <li>町生徒指導主任・主事研修会</li> <li>町いじめ防止対策審議会</li> <li>町生徒指導連絡協議会</li> <li>小・中連携研修会</li> </ul>
指導主事 田中 尉子	外国語・外国語活動 音楽 図工・美術 特別活動	授業の充実 特別活動の充実 キャリア教育の充実 特別支援教育の充実 国際化に対応する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程（特別支援）</li> <li>学力向上に関する事項</li> <li>教育支援委員会（主）</li> <li>英語教育推進関係</li> <li>初任者研修</li> <li>進路関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援委員会</li> <li>英語教育推進協議会</li> <li>要保護児童対策地域協議会</li> </ul>
指導主事 平舘 美加	国語 社会 生活 体育・保健体育 総合的な学習の時間	体育、健康、安全教育の充実 環境教育の充実 情報化に対応する教育の充実 幼・保・小連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程（一般）</li> <li>教育支援委員会（副）</li> <li>生徒指導（副）</li> <li>各種学習状況調査</li> <li>中堅教諭等資質向上研修</li> <li>幼・保・小連携関係</li> <li>図書館教育関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援委員会</li> <li>教務主任等研修会</li> <li>幼・保・小連携推進協議会</li> </ul>

## 5 六戸町教育委員会教育課学校教育指導室

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業務内容	備考
室長 上原子孝始	理科 国語 生活 音楽 体育 保健体育 特別の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別支援教育	授業の充実 道徳教育の充実 体育・健康教育の充実 特別支援教育の充実 環境教育の充実 研修の充実	・学校経営関係 ・学校訪問関係 ・授業の充実関係 ・道徳教育の充実関係 ・体育・健康教育の充実関係 ・特別支援教育の充実関係 ・環境教育の推進関係 ・研修の充実関係 ・コミュニティ・スクール関係 ・教育課程（特別支援）関係 ・初任者研修関係	・教育支援委員会 ・研修主任研修会 ・教務主任等研修会 ・学力向上推進委員会 ・学校運営協議会 ・東部上北小・中・義務教育 学校教科研修協議会 ・町学校管理職定例会
指導主事 外崎 綱一	外国語活動 外国語 算数 数学 社会 図画工作 美術 家庭 技術・家庭 特別活動	特別活動の充実 生徒指導の充実 キャリア教育の充実 国際化に対応する教育の推進 情報化に対応する教育の推進	・特別活動の充実関係 ・生徒指導の充実関係 ・キャリア教育の充実関係 ・国際化に対応する教育の推進関係 ・情報化に対応する教育の推進関係 ・教育課程（一般）関係 ・中堅教諭等資質向上研修関係	・生徒指導主任・主事研修会 ・学園生大学見学会 ・学園生進路講演会 ・いじめ問題対策審議会 ・ALT調整 ・イングリッシュサロン（R7なし） ・海外交流事業 ・東部上北小・中・義務教育 学校教科研修協議会 ・町学校管理職定例会

## 6 六ヶ所村教育委員会学務課指導グループ

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業務内容	備考
指導グループ マネージャー 原田 英治	国語 生活 社会 技術・家庭 音楽 道徳 総合的な学習の時間	授業の充実 道徳教育の充実 総合的な学習の時間の充実 キャリア教育の推進 情報化対応教育の推進 特別支援教育の充実	・教育政策全般の策定・調整、学校経営 ・管理職研修、教員研修（特別支援） ・学力向上施策推進・調整 ・学校訪問、学校評価、教育課程編成 ・ICT関連施策、規程 ・教育支援委員会 ・教育課程の届出・報告 ・村内教育関係行事調整 ・幼小連携、小中連携（主） ・教育委員会定例会、定例校長会	・特別支援教育関連 ・学力向上実践モデル校事業 ・学校教育支援員等研修会 ・北地区学習指導研究会
指導主事 野月 明良	算数・数学 理科 外国語、外国語活動 体育・保健体育 図工・美術 特別活動	生徒指導の充実 特別活動の充実 体育・健康教育の充実 環境・エネルギー教育の推進 国際化に対応する教育の推進 研修の充実	・教員研修（特別支援以外）、校内研修支援 ・教育相談 ・ALT派遣事業 ・各種学力調査・管理 ・ICT関連実務、デジタル教科書 ・東北大学交流事業 ・中堅教諭等資質向上研修 ・部活動地域移行関係 ・小中連携（副）、中高連携 ・定例教頭会	・生徒指導推進協議会 ・いじめ問題対策委員会 ・村費教員等研修会 ・情報化推進会議、ICT定例会

## 7 中部上北広域事業組合教育委員会教育指導室

職名・氏名	担当教科等	担当分野等	業務内容	備考
教育指導室長 古川 貴紀	外国語活動 外国語 英語 特別活動	学校経営の充実 特別活動の充実	・指導総括 ・庶務総括 ・中部上北定例教育委員会 ・中部上北教育評価審議会 ・中部上北総合教育会議 ・ALT関連事務（総括）	・教育研修センター所長 ・庶務課長 ・中部上北議会 ・七戸町校長会 ・東北町校長会 ・施設長会議 ・在り方検討委員会（主）
主任指導主事 其田 公人	国語 技術・家庭	キャリア教育の充実 情報化に対応する教育の推進	・学校教育指導の方針と重点 ・学校訪問 ・行事調整 ・教育課程（中学校一般） ・指導要録 ・事業評価 ・資料収集及び保管 ・庶務全般補佐	・庶務課長補佐 ・新任教育支援員等研修会 ・中部上北小・中学校校長会議 ・教務主任等連絡会議 ・「中部上北の教育」編集 ・部活動地域移行協力 ・在り方検討委員会（副）
指導主事 角田 将三	算数・数学 保健・体育 道徳（小）	体育・健康教育の充実 環境教育の充実 国際化に対応する教育の推進	・研究委託事業 ・教育研修センター運営 ・教育支援委員会（副） ・教育課程（小学校一般）	・教育研修センター所長補佐 ・教育研修センター運営委員会 ・「校内研修（究）計画書」編集 ・「研究紀要」編集 ・小学校音楽交歓発表会（主） ・CRT
指導主事 齋藤 悠介	理科 音楽 生活 総合的な学習の時間	研修の充実 授業の充実 総合的な学習の時間の充実	・教育支援委員会（主） ・生徒指導（副） ・教育課程（小学校特別支援）	・中学校英語スピーチコンテスト（副） ・小学校音楽交歓発表会（副） ・「中部教委便り」編集
指導主事 鈴木 拓摩	社会 図画工作 美術 道徳（中） 特別支援教育	生徒指導の充実 道徳教育の充実 特別支援教育の充実	・生徒指導（主） ・ALT関連事務（派遣、研修他） ・教育支援委員会（副） ・教育課程（中学校特別支援） ・高校入試	・生徒指導推進会議 ・中学校英語スピーチコンテスト（主） ・七戸町「社会科副読本」アドバイザー



令和7年度  
上北の教育

青森県教育庁 上北教育事務所